1. 議事日程

[平成30年第2回安芸高田市議会6月定例会第8日目]

平成30年 6月18日 午前10時開会 於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	新	田	和	明	2番	芦	田	宏	治
3番	玉	重	輝	吉	4番	玉	井	直	子
5番	Щ	根	温	子	6番	前	重	昌	敬
7番	石	飛	慶	久	8番	児	玉	史	則
9番	大	下	正	幸	10番	Щ	本		優
11番	熊	高	昌	三	12番	宍	戸	邦	夫
13番	秋	田	雅	朝	14番	塚	本		近
15番	金	行	哲	昭	16番	青	原	敏	治
17番	水	戸	眞	悟	18番	先	JII	和	幸

- 3. 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4. 会議録署名議員

15番 金 行 哲 昭 16番 青 原 敏 治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長 浜 田 一 義 副市長竹本峰昭 長 教 育 永 井 初 男 総務部長 杉安明彦 企画振興部長 西岡保典 市民部長 広瀬信 之 福祉保健部長兼福祉事務所長 大 田 雄 司 産業振興部長 猪 掛 公 詩 産業振興部特命担当部長 青 山 建設部長兼公営企業部長 蔵城大介 勝 消 防 長 山 平 教 育 次 長 土 井 実貴男 修 会計管理者 恵 八千代支所長 佐々木 早百合 兼村 美土里支所長 寄 実 正次郎 高 宮 支 所 長 児 玉 晃 甲田支所長 宮本智雄 向原支所長 新谷憲三 高 藤 総 務 課 長 誠 財 政 課 長 河 本 圭 司

政策企画課長 行森俊荘

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局長 岩﨑 猛 事務局次長 森岡雅昭総務係長 國岡浩祐 専 門 員 小島佳宏

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

午前10時00分 開議

○先川議長 皆さんおはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において15番金行哲昭君、及び16番 青原敏治君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○先川議長 日程第2、先日に引き続き一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

それでは質問の通告がありますので、発言を許します。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 2番、芦田宏治です。

通告に基づき、大枠2点について質問します。

最初に情報通信技術(ICT)を活用した仕事づくりについて質問します。

私は、4月11、12日の2日間、議員6名と商工観光課の職員の方と、サテライトオフィスプロジェクトで大きな成果を上げておられる徳島県美波町へ視察研修に行ってきました。美波町でサテライトオフィス誘致事業に中心になって取り組んでおられる、あわえという会社のサテライトオフィス体験施設を視察した後、サテライトオフィス誘致事業などの説明を受けました。地域の抱える課題をITビジネスで解決していくという、明確なビジョンを持ち、地域と密接に連携して、事業に取り組んでおられる会社の方針を聞き、人口7,000人ほどの町に4年前4社だったサテライトオフィスが17社にふえているということが納得できました。

翌日、実際に美波町にサテライトオフィスを置いて事業に取り組んでおられる I T企業3社を視察して、いろいろな話を聞かせていただきました。その中の1人で、船田さんという社長さんは、民家を借りて8畳ほどの畳の部屋でコンピューター機器のハンダづけをされていました。トレイルランニングという登山道や林道を走るスポーツ大会で、コースの通過地点を大会スタッフがチェックしていたのを人のかわりにコンピューターでチェックできるようにしたと話されていました。手間がかかって困っている問題を I Tで解決するプログラムをつくられているという話を聞き、I C Tを活用して地域の課題を解決している仕事にとても感動しました。

2日間の視察を通して、実際に現地に行って話を聞くことの大切さを 改めて実感しました。そして、このICT事業は、安芸高田市のこれか らの地域づくりを考えたとき、絶対に力を入れて取り組むべきだと確信 しました。同時に成功させるためには、いろいろ乗り越えなければなら ない課題もたくさんあると感じました。視察を通してICTについて感 じたことを含め、最初の質問をします。

昨年度はテレワークの実証実験で、4名のテレワーカーが誕生して、 現在4名とも自宅で仕事をされているということで、実証実験としては 一定の成果があったのだと思います。しかし、大切なのは、実証実験に 関する評価をしっかりすることと、この事業の将来性を見きわめること だと思います。委託した富士通の関連会社が今回の実証実験をどう評価 しているのか。また4名のテレワーカーの方の考えや現在行っている仕 事の内容などもしっかり把握しておく必要があると思います。

その上で、テレワーク事業を前へ進めていくのなら、これからテレワーカーをどうやって計画的に育成していくかということと、テレワーカーを求める企業を開拓していく作業を誰がどのように取り組むのかということが大事だと思いますが、この両方の課題に今年度は具体的にどう取り組んでいくのか伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 おはようございます。

ただいまの「ICTを活用した仕事づくりの具体的な実施計画について」の御質問にお答えいたします。

平成29年度テレワーク検証実験、他の町に先駆けて安芸高田市では富士通を対象に実施いたしました。関連会社のマニュアル作成、議事録の作成、データ集計などの仕事を市内在住の4名のテレワーカーの方が実施をしたところでございます。

この4名の方々は、本年度、富士通株式会社の関連会社と個別に雇用契約を締結し、在宅勤務により仕事を続けておられます。これは、テレワークが一定の仕事として成り立つものであり、実証実験での成果と考えておるところでございます。

お尋ねのICTを活用した仕事づくりの具体的な実施計画につきましては、先に述べました実証実験結果を踏まえ、テレワークの事業の一つである在宅勤務と、今年度実施するお試しオフィスを有効活用し、サテライトオフィスの誘致により、本市市民の雇用の創出の一端となるよう進めてまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦 田 議 員 この事業を拡大していくためには、テレワーカーを希望する人のパソ コンの技術レベルをアップするための職業訓練的な研修システムを構築 して、できるだけ多くの人が参加できるようにすることが必要だと思いますけど、こういう取り組みについてはどのように考えておられるか、お伺いします。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

このテレワークですね、やっぱり一昨年から富士通とやってるんですけど、問題は富士通さんがここ現在4名おられますけど、コンピューター技術がないとだめとかですね、このいわゆる高度なレベルアップしとったり、レベルの高いもんじゃないかというような懸念があったんで、今後は幅広い仕事を選択しながら、誰でもができる仕事をしていくことが結構だと思います。

それともう一つは、議員御指摘のように、パソコンの研修なんかをして、誰でも対応できるような施策も展開していきたいと思います。そういうものについては、これから必要なうちで、適宜研修等実施していきたいと思います。まずは、誰もができるようなことということで、一昨年は安芸高田市独自の事業で富士通さんとやったんですけど、今度は広島県のモデル事業として安芸高田市を選択してもらってるわけですから、17社、数多い中から多くの市民の方々が参画できるような仕組みづくりをしていきたいと、かように思ってます。

この辺のアイデアですね、しっかり出していかないと、市としても初めての事業なんで、やっぱり前向きにしっかりと皆さんで考えていきたいと。趣旨は議員御指摘のとおりでございまして、誰もがぱっと参加できるわけじゃないんで、参加できるような研修等の一策も講じてまいりたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 この事業はサテライトオフィスとまた連動してやっていくということ なので、これから事業がますます伸びることを期待します。

次の質問に移ります。

今年度の新たな取り組みでありますサテライトオフィス誘致事業についての質問をします。

この事業は、先ほど市長言われましたように、県の補助事業を活用してIT企業が現地での勤務体験ができるように、お試しオフィスを整備して、安芸高田市の職場環境や自然や文化などに触れてもらうための、お試しオフィスモニターツアーを実施するということです。お試しオフィスについては、美土里小学校の近くにある緑の交流空間の研修棟を改修されるようです。当初は、広島県の支援を受けるのは、安芸高田市を含めて県内で3自治体くらいが候補になるのではと聞いていました。ところが、ふたを開けてみると、三原、庄原、江田島市に大崎上島、神石高原町と6自治体にふえています。

大変な激戦になりそうですが、40億円を投資して、総延長約1,500キ

ロメートルにのぼる光ネットワークを整備してきた事業の真価を発揮するためにも、他の自治体に負けるわけにはいきません。そのために、安芸高田市は、5つの市町との差別化をどのように図っていくのか。また、県の支援に頼ってばかりではトップランナーにはなれないので、安芸高田市独自の企業誘致策が必要と思いますが、市長のお考えを伺います。

〇先 川 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

議員御指摘のとおり、このサテライトオフィスいうのは当初私のところと、広島市と福山ぐらいだったんですけど、これ提案したのは安芸高田市なんですよ。実は、富士通のテレワークを知事のところに言うたら、これはぜひ県でもやってみたいということで、だからうちがモデルになるのは当然のことなんですけど、こんなにあと6町もついてくるとは思わんかったんですよ。ただ、このことはどこもやりたいということで、手応えを感じてるんですよ。全然見当違いじゃなかったということなんですね。どの町もこういうようなこと使って、仕事の創出をしたいと。今企業誘致ですね。非常に企業が来てから工場つくるというセンスじゃないんですよね。全国的には、企業は仕事を持ってきてから、仕事の創出をしていくんだということです。

幸い我が町にも光ファイバーを整備しましたんで、このことに対応できることは確かでございます。議員御質問の他町との差別化につきましては、本市は先ほど申しましたように、県内に先駆けて富士通さんを中心にテレワークを既に始めております。光ネットワークを整備されている強みを前面に出し、サテライトオフィスの誘致に取り組んでまいりたいと。いろんな富士通さんとのサテライトオフィスの中で課題もあります。課題とかいろいろ問題もございますけど、この問題を抱えているいうのは、他の市町に比べてもちゃんと優位じゃないかと思ってますんで、この強みはしっかり生かしていきたいと思っております。

また、市独自の取り組みといたしましては、去る5月28日に東京で開催されました企業とのマッチングイベントに参加をいたし、本市の売り込みを行ってまいりました。当日は71企業中、15社が本市のブースを訪れるなど、これからの取り組みをお試しオフィスにつなげる有意義なイベントであったと確認をしています。今後も機会があれば参加し、サテライトオフィス誘致へつなげてまいりたいと思っています。

この誘致は、企業さんはこっち、安芸高田市は複数で検証されますんで、15社がきたとしても、安芸高田市は他の市町と比較されるんで、住んで本当にこの町で人が集まるんじゃろうかとか、それから生活環境ができるんじゃろうかとか、地域とのコミュニケーションができるんじゃろうかという総合的な見地からお試しをされるわけでございますので、市民の皆さんの協力も得ながらしっかりと成果が上がるように頑張っていきたいと思いますんで、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 5月28日のマッチングイベントが非常に手ごたえがあったということで、先が楽しみです。

少し細かい点を何点か質問させていただきます。

県が支援してくれる補助事業ということですが、具体的にはどのような支援をしてくれるのか。また、補助金だけなのか。その他の支援があるのか。3自治体の予定が6自治体になって、特に変わったことはないのか伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 概略、私のほうから説明しますけど、具体的には担当部長のほうが説明いたします。

県の事業は、これも県もいわゆる企業誘致という観点から、非常に最重点課題としてこれをしております。一番の利点は、県のほうが企業を選択してきてくれるいうことです。15社ほど。ただ、選択してくれるんだけど、15社には他の市町との比較も行政はあるということなんで、他の町が安芸高田市を選択してくれるいうことにならにゃいけんと思います。それに対する県の支援というのをしっかりパンフレットつくったり、こういう支援もあったと思いますけど、具体的な支援につきましては、担当部長のほうから説明させてもらいます。

もしくはこれがずっとこれから県内初めての事業でございますんで、 うまくいくようであれば、もっともっと企業の数ふやしたり、関係市町 もふやす方向にはなると思いますけど、とりあえずは今のことしの県の 最初の事業にうちはマッチングされたということで御理解してもらいた いと思います。あと部長が説明します。

以上で説明を終わります。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山蘇驎聯組號

この県の里山の関係を使った新たなサテライトオフィス、県が初めてこのたび事業を行うわけでございますが、この事業最初は確かに3市町というところでありましたが、6市町までふえたということで、これに対する県の補助でございますが、まずはお試しオフィスの整備ということで、先ほど言われました美土里町の緑の交流空間のそこのお試しオフィス的なところにつきまして、施設の改修整備に対して、県が2分の1、1,500万の補助をするものでございます。それにつきまして、現在入札のほうの準備を進めているところでございます。

それと、今度はマッチングイベントということで、今度は広島県が募って、企業、東京とかいろんな企業を呼んできます。それを安芸高田市を選んでもらわなくちゃいけませんが、そういう安芸高田市へ大体15社程度を想定し、それに対する交通費等、1社1名ですけれど、交通費、宿泊費等が県の補助でみれるようになっております。

また、一泊二日のお試しオフィスを想定しておりますが、それに伴いまして、市内のいろんな商工会とか安芸高田市で起業された方等の意見交換等も考えております。そういう謝金等も含まれております。あと、整備するに当たって、今度は実際1カ月、2週間から1カ月ぐらい、今度は実際そこでサテライトオフィスで試しにやってもらうというような事業も考えております。これらに対する例えば電気代とか、そういう光熱水費、また電話とか、そういう回線の手数料についても県の補助が出てくるということで、そういうような形でそれらを使いながら、今後進めていきたいというように考えております。

以上でございます。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 続いて、6月から改修工事が始まると同時に広報活動を展開して8月から9月にかけて現地案内会実施というスケジュールになっていますが、 その進捗状況とオフィス誘致の支援策の中で初年度350万円の補助金になっていますが、その内容と他の5つの自治体との違いが補助金の中であれば、どこがどのように違いがあるのか伺います。

〇先川議長 答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山蘇縣網號

今年度につきましては、先ほど言いましたように、まずは施設の改修ということで、6月の末ごろになりますけど、入札ということになります。8月、全体的には9月末を想定し、施設の改修を行いたいと思いますが、まずはお試しとなるところにつきましては、8月末までには改修し、一泊二日のほうの研修はできるような整備をしていきたいというように考えております。

その後、実際この350万につきましては、これはサテライトオフィス等誘致事業の助成金ということで、実際安芸高田市にサテライトオフィスを誘致されたときの助成ということで、施設の今度はお試しオフィスとは違って、安芸高田市内のどっかの施設、空き家等について改修する補助金とか、お太助フォンとかいうような、そういうような回線の手数料等も入って、トータル的に350万円の補助が出ます。それを一件分今予算化をしておるところでございます。

以上でございます。

他市町との差別化でございます。今年度の予算で50万の予算をしておるところでございますが、先ほど市長のほうからもありましたように、マッチングイベントということで、東京のほうでやっております。これらは広島県では安芸高田市が初めての取り組みではないかというように考えております。

これにつきましては、東京で行われまして、全国から自治体としましては、徳島県から2町、岩手、富山、石川県から各1市、それと安芸高田市ということで、全6市町で東京のほうで開催をしております。その中

で安芸高田市のPR、また安芸高田市のブースへ来ていただいて、PR をさせていただいて、先ほど市長のほうからもありましたように15社ということで、なっております。ここの中であと25社からアンケートが返ってきております。サテライトオフィス、皆さん自治体へ来たいかと、その自治体へオフィスを誘致したいかというような質問に対して、安芸高田市につきましては、この25社からの回答におきましては、安芸高田市でサテライトオフィスを開設を検討したいというのが1社ありました。これはよその市町としたら、富山県と安芸高田市だけでした。ぜひとも開設したい、安芸高田市に現地視察に行きたいというのも8社ありました。

こういう形でこのイベントにつきましては、よその広島県内の市町は 取り組んでおりませんので、こういう企業を中心に、今度実際安芸高田 市に来ていただいて、安芸高田市の魅力を伝えることによって、誘致に つなげていきたいというように考えております。

以上でございます。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 先ほどの他の自治体との違いというのは、初年度安芸高田市は350万円の補助金を出されてるけど、ひょっとしたら三原は500万、庄原は200万とか、そこら辺の差があるのか、それとも6市町が皆同じような350万の内容なのかということなんで、後でまた質問をお願いしたいと思います。

あわせて美波町ではサテライトオフィスを出された企業は、進出先の 自治体の抱える課題をITで解決していくという事業にも取り組んでお られました。

安芸高田市も誘致した企業に市の課題をITビジネスで解決してもら う関係ができればと思いますが、そこら辺の考えがあればお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 このITを活用するというのは、この企業誘致に限らず、観光面も全部うちの最重点事業でございまして、これをいかにしてスマホとかに情報提供していくかと。そのためには今ある資料をコンパクトにまとめにゃいけんと。今までずっと合併してから資料あるんですけど、ばらばらなんで、ちょっといいところとかいうのをまとめながら、そういうことをしていきたいと。これ、企業誘致に限らず、これから事業進めてやっ

ていかにゃいけん基礎的なことなんで、しっかりやっていきたいと思いますので、御理解してもらいたいと思います。

ただ、なかなかつなげても、つなげた先の例えば宮島とかそのいろんな京都のほうで安芸高田市がいいと言われても、その次のプロセスがなかなか書けないということがあるんで、こういうのもしっかり考えながらそういう情報提供もしていきたいと思いますので、御理解賜りたいと

思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山蘇顯聯樹縣

あとの県内の5市町につきましての、サテライトオフィス誘致にかか わる助成金というものについて、すいません。今資料等持ち合わせてお りません。また資料等提出させていただきたいと思います。

ただ、ものとしましては、よその市町を見てみますと、公共施設としてもあるし、学校の廃校になった校舎というような、鉄骨造が多ゆうございますが、安芸高田市につきましては、ログハウス的な自然の中できちっとそういうオフィスができるという状況の中の、そういう建物についてはよそには勝っておるというように考えております。

以上でございます。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

(3) ですが、通告では2行目に「新たにサテライトオフィスを起業するように」という書き方をしていますが、「新たにITの会社を起業するように」と訂正させていただきます。

美波町を視察していろんなことに気づきました。サテライトオフィスで働いておられるのは、年齢的にも若い独身の方が多かったです。IT企業らしく、インターネットで社員募集をされており、それを見て地元にUターンした方がおられました。また母親の里にIターンされた女性の方もおられました。

この事業は市外のIT企業で働いている方やITに関心のある若い方がUターンしてくれる可能性を秘めた事業だと思います。また、東京や大きな都市のIT企業に就職しようと考えている若者が都会に出なくても安芸高田市でやりたい仕事ができるなら、この町に残ろうと思ってくれるかもしれません。

もう一つは、サテライトオフィス誘致事業のかなめになっておられる あわえという会社の吉田社長は、地元美波町の出身の方でした。サテラ イトオフィスを17社も誘致できたのは、社長の力量だけでなく、郷土に 対する愛着が大きく影響しているように思えました。

徳島県の神山町もサテライトオフィスなどのIT事業で成功していることで全国的にも有名ですが、中心になって活躍されているNPO法人グリーンバレー理事長の大南信也さんも地元神山町の出身です。自分の生まれ育った町のためにという思いが、地元でIT関連の事業を起こす原動力になったのだと思います。安芸高田市でもこの事業が本格的に動き出したら第2の吉田さんや大南さんのような核になってくれる人が必ずあらわれると思います。

将来的には安芸高田市で生まれ育った子どもたちが誘致したサテライ

トオフィスで働き、新たにICT関連の事業を起こしてくれる日が来るのが理想と考えます。子どもたちがITに関する地元の企業で働くことに、夢が持てるような事業にしていくことが若者定住につながっていくと思います。

ICTを活用した事業を子どもたちの将来の仕事に結びつけていくために、市長はどのように取り組んでいこうと思われているのか伺います。

○先 川 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの御質問にお答えいたします。

「本市で育った子どもたちが地元で働き、若者定住を促進するための 取り組み」についての御質問でございます。

本市では、15歳から24歳における年齢の流出者が最も多く、本市で育った子どもたちが本市で働き、住み続けていただくことが理想であるということは言うまでもございません。

そうした中、本市におきましては、吉田高校、向原高校を対象に、将 来の職業選択についての理解を深めるために、高校生キャリア育成授業 を行っております。

この授業におきまして、情報発信技術(ICT)などで成功している 人を講師に招き、市内でも情報発信技術(ICT)などで起業できる人 材を育成していくことも必要であると考えております。

先般、きのう、おとといですね。安芸高田ふるさと応援の会の総会を行いました。2,700人というメンバーおられますけど、この中にはやっぱり起業で成功された方もおられますし、ある程度我々起業に対しての需要とか、要望に応える方もおられますんで、こういうことをしっかり活用しながら、この事業を推進していかないと、先ほど議員申されたように、実のあるものにはならんのではないかと思ってますので、こういうことをフルに活用しながらしっかりと実のある成果をおさめていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

〇先川議長

以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員

市長は子どもの教育には非常に力を入れておられるので、ICT教育で若者が安芸高田市に定着してくれる可能性のあるこの事業に、全精力を投入してほしいと思います。

次の質問に移ります。

私はITについての知識は余りありません。パソコンも苦手です。それでも、これからのまちづくりは、ICTの活用が地域づくりのかぎを握るのは間違いないと確信しています。

それだけに今年度から始められるサテライトオフィス誘致事業には、 徳島県の美波町や神山町のようにICTのまちづくりと言えば、広島じゃあ安芸高田市よと言われるくらい、徹底して取り組んでもらいたいと 思います。今の子どもたちは生まれたときからパソコン、スマホ、タブ レットに囲まれて生活しています。

安芸高田市の小中学校では、ICTの教育をどの程度やっているのか、モデル校になっている向原小学校の先生に聞いたら、電子黒板を活用するようになって、子どもが集中して、しかも楽しんで勉強しているし、先生も資料をコピーしたり、見本をつくったりの手間が省けて非常に助かっているという話でした。

教育のICT化は先生方の働き方改革にもつながっているのだと感心しました。吉田中学校に行って校長先生に聞いたら、小学校である程度勉強してきているので、中学校では文字や絵の入力は当然のこと、プレゼンテーションもやりますし、Excelも教えています。ベーシックなプログラムはつくれますと言っておられました。

I Tの勉強は技術の時間にやっているということでした。私たちの中学時代の技術の時間は、本立てづくりに汗を流し、トランジスタラジオを組み立てたりしていましたが、時代の違いを痛切に感じます。安芸高田市は、電子黒板やタブレットなどの機器の整備には早くから計画的に進められていると聞いていますが、教育のICT化推進事業の取り組みについて、また小中学生がICTに関心を持ち、楽しんで学んでいくためにどのような指導を心がけておられるのか、永井教育長にお伺いします。

〇先 川 議 長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの「教育のICT化推進事業の取り組み状況」についての御質問にお答えをいたします。

先日の新田議員の御質問でも答弁させていただきましたように、現在本市におきましては、人口減対策のうちの一つの柱、学校教育の充実のためのさまざまな取り組みを行っておりますが、中でもICT機器を活用した教育の推進に力を入れているところです。

具体的には、平成27年度からモデル校を設定し、向原小学校、向原中学校へ電子黒板及びタブレット端末等、ICT教育に必要な関連機器を整備したところであり、今後学校統合の進捗状況を勘案しながら、他の小中学校へも順次導入を進めていくこととしております。

本年度は、可愛小学校及び高宮地区の船佐小学校、来原小学校、川根 小学校の普通教室へ、電子黒板とその関連機器を整備することとしてお ります。今年度で小学校への電子黒板の導入が完了することになります。 あわせて、市内小中学校のパソコン教室で活用しているデスクトップ型 パソコンを一斉にタブレットタイプに切りかえるよう、準備に入ること としております。

また、今年度は各学校から情報教育推進員1名を選出し、月1回程度の協議会を開催することとしています。この協議会の中で、ICTを活用した児童生徒の学習意欲向上につながる授業づくりについて、しっかりと議論を重ねていきたいと考えております。

御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 授業だけでなく、パソコンをもっともっと勉強したいという子どももいると思います。子どもたちの可能性をどんどん伸ばしてあげてほしいと思いますが、教育委員会ではそのような取り組みはされているのでしょうか。お伺いします。

〇先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの芦田議員の御質問にお答えをいたします。

学校が独自で主体的にということではありませんが、現在向原小学校・中学校に通っている児童生徒は、プログラミング教育の一環として、ロボットにかかわっての全国大会に出場してくれたりしております。この指導者はいわゆる学校の教職員ではございません。現在安芸高田市内小中学校の教職員がみずから研修する組織として、安芸高田教育推進会ということの中に、視聴覚部会とかさまざまな部会を設けて、定期的な研修を行っておりますが、そこへ先ほどのプログラミング教育にかかわったロボットあたりの指導をしていただいている市民の方を講師として招聘し、今後のそれぞれの市内小中学校のICT教育へつなげていければというふうに考えておるところでございます。

以前から、プログラミング教育についての質問等もいただいておりますが、新しい学習指導要領の中では、これらあたりを学校教育においても指導するということが明記されておりますので、このあたりを急いで体系的に整備できればというふうに現在取り組みのほうを進めておるところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 職人は一人前になるのに10年かかると言われていますが、ITは子どもの場合1年、2年で一気に伸びていくと聞いたことがあります。こういう伸びていく子どもたちの環境づくりも、ぜひまた教育委員会だけでなく、安芸高田市全体でそういう取り組みができたらいいと思っております。安芸高田市全体でICTのまちづくりを考えるとき、テレワークの情報管理やサテライトオフィスの商工観光課など、ICTにかかわっている課と連携していくことも大切ではないかと思いますが、教育長の考えを伺います。

〇先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの議員の御質問にお答えをいたします。

現在教育委員会で取り組んでおります I C T 教育につきましては、市 長の先ほども申し上げましたが、人口減対策に係る学校教育の充実とい うことの中で、指導を受けながら I C T 教育ということの充実に向けて 取り組んでいるということでございます。したがいまして当然、市役所の中の関係部局等との連携は必要だろうというふうに考えておりますし、現在も必要な連携は取らせていただいておるつもりでございます。

現在、教育のICT化推進事業に係る機器整備5カ年計画というのもつくって取り組んでおりますので、ここらあたりの少し具体につきまして、次長のほうから答弁をさせていただきます。

〇先 川 議 長

引き続き、答弁を求めます。

教育次長 十井実貴男君。

○土井教育次長

今現在教育委員会が取り組んでおります小中学校におけるICT教育の推進について、若干補足をさせていただきたいと思います。

ICT機器を活用した教育はなぜ必要なかという、若干背景を説明をさせていただきたいと思いますが、これはあるアメリカの学者が述べておることでございますが、今の国際的な社会の中にあって、今後10年後、20年後程度で、現在ある仕事の半数近くは自動化をされるというふうな研究、さらには現在の子どもたちの65%は将来今存在をしていない職業につくであろうというふうな、いわゆる国際化であったり、グローバル化が現在、全世界で進んでいるという社会の中にあって、ICT機器を活用するということは、機器を活用して学力を伸ばすということも当然ございますが、ICT機器になれ、さらには使いこなせるようになっておかないと、今後21世紀を子どもたちが生きていくことはできないと。そういった力をつけさせたいというふうな2つの意味において、ICT機器を現在導入をして授業を進めていこうというふうな計画をしているところでございます。

先ほど教育長が申しましたように、平成27年度からモデル校へ電子黒板とタブレットを導入し、計画的には28年度から32年度までの5カ年間の計画でございますが、先ほど答弁でも申しましたように、本年度、小学校への電子黒板は全ての小学校へ完備がされると。予定では来年度中学校へ電子黒板を導入をして、来年度中には小中全ての普通教室へ電子黒板が入るというふうな状況でございます。

あわせて、これも先ほど教育長が答弁をいたしましたように、全小中学校へパソコン教室がございまして、パソコンが整備をされておりますが、これはいわゆるデスクトップ型で、移動の不可能なパソコンでございます。これをタブレット化したいということで、本年度準備に入っております。機器を整備をするだけでは、これは子どもにとっての効果的な授業にはなりません。何がポイントかといいますと、その機器の中に導入をしていく、例えば学習支援ソフト、またはアプリケーション、このあたりの有効的なソフトであったりアプリケーションであったり、これをいかに授業の中で先生が使いこなして、子どもたちに使わせて、それで学力を向上させていくかというところのソフトの導入と、それから言ってみれば教職員の意識改革と使いこなせるようになる、いわゆる情報処理能力と言いますか。機器を操作できる能力、このあたりがポイン

トになってまいろうと思いますんで、そこは本年度各小中学校から1名 選出をしていただいております情報教育推進員の先生方とどういった機 器がいいか、ソフトがいいか、研修をどのように進めれば子どもたちに 効果的な授業が展開できるかといったところをスピーディに、もとに置 いとくことなく、今現在取り組み始めているところでございまして、で きれば来年4月にはそういった環境の中で子どもたちに教育が展開でき るように本年度成果を上げていきたいというふうに考えているところで ございますので、御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 今の子どもたちがいつか I Tの力で安芸高田市を元気にしてくれれば と思っています。

次の質問に移ります。

私は昨年とことしの2回、人口減少対策にどう対応するか、という研修会に参加してきました。講師は有名な大学の教授や地域づくりの専門家、それに国会議員などでそうそうたる方々の講演を聞くことができました。それでも、こうやったらあなたの町の人口は減らないという助言をされた方は、1人もおられませんでした。一番多いのは、人口が減ってもそこに住む人が心豊かに仲よく暮らせる社会をつくることが大切だというような話です。それだけ人口減対策は難しいということだと思います。こんな難しいことを小さな自治体に押しつけるのではなく、こういう重大な問題こそ、国が責任をもって取り組めばいいのにといつも思っています。

安芸高田市の人口ビジョンでは、平成27年の人口2万9,672人が平成36年に2万6,326人に減少すると推計されていますが、浜田市長は人口推計より1,200人プラスして、2万7,500人の減少にとどめるという目標を立てて、人口減対策のためのさまざまな施策を打っておられます。その成果が必ず出てくると期待していますが、成果が出て目標を達成しても、平成36年には人口が約2,200人減る計算になります。そうなると人口を少しでも減らさないための対策と同じくらい重点を置いて、人口が減っても安芸高田市が今までと変わらない行政サービスを市民に提供していけるよう、歳出を抑える対策を打っていくことも必要なのではないかと思います。

その対策の柱の一つが、合併以来進めてきておられます安芸高田市の職員定員適正化だと思います。合併時の職員数が過剰だったという要因があったとしても、今までに160人を超す職員の削減に取り組まれたのは、大変な努力だと思います。今までの経緯も踏まえて、市長は平成36年の職員の適正数は、何人だと考えておられるのか、また適正数にまで削減するために、どのような合理化を図っていかれるのか、伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの御質問にお答えいたします。

「平成36年時の適正な職員数と適正化のための合理化策」についての 御質問であります。

議員御指摘のとおり、職員の定員管理に当たっては、人口と財政の状況を常に注視し、また他の自治体との比較も行いながら、将来にわたっての見込みを立てていく必要がございます。

そうした意味では、先の総務企画常任委員会に、現時点の定員適正化の方向性について、報告をさせていただいたところであります。その中で現在までの見込みは、平成34年度時の358人を最終としております。

平成36年度時の見込みについては、報告の中でも申し上げましたが、 計画の見直しを前倒しし、今年度中に4次の定員適正化計画を策定した いと考えておりますので、策定後は速やかに報告をさせていただきたい と思います。

見直しに当たっては、全国的な傾向であります、行政需要の高い部門 や業務については、これを考慮しつつ、あわせて再任用の状況や平成33 年度から始まる段階的な定年延長も踏まえた計画策定とすることとして おります。

なお、適正化のための方策・施策につきましては、繰り返しになりますが、人口と財政を考慮する中、厳しい視点を持ちながら、人事面では適材適所を、また業務の面では事務事業の見直しや委託の検討を進め、あわせて職員の働き方改革なども積極的に取り入れてまいりたいと考えております。

現在、人口減、合併来から非常にこの500人近くあったのが300何人ま で減少いたしました。これは成果のあることでございますけど、国のほ うはもっと厳しいことを言ってます。見方を変えれば。例えば人口100 人に対して1人ですよと言ったら、今人口が3万人だったらですね、300 人ということのノルマで言ってます。ただ、このことがほいじゃサービ ス、うちにとって適正であるか言うたら、本気で検討せんにゃいけんと 思います。今我々は、総務部長さん中心に、他市町の例とか、類似団体 とか、こういうことの例を参考に今、鳥取だとか、今軽く進んでるとい うことなんでございますけど、この将来を考えたときに、もうきょう確 実に言えることは、将来考えたときには、そこの感覚を超えた検討をせ にゃいけんということです。例えば、消防職員にしても、多分このたび の議案提案されてますけど、職員ふやすということに皆さん反対はされ んのですけど、消防職員だけふやすというても、今度は一般職員はどう なるんかとかなりますんで、全体的に減らそう思うたら、仕組み自体を しっかり変えんにゃいけん状況にあると思います。というのは、一般職 の方々が消防業務を歴任するとか、消防の方々が一般職を歴任するとか ですね。こういうことをしっかり考えんと、支所機能を人数だけふやせ と言いよったんじゃ、なかなかできないと思いますので、こういうこと

の検討も必要になってくると思います。このことは他市町ではまだ検討してませんのですけど、課題として受けとめ、やっぱり投資的経費をふやすためには、このことを我々も将来的には取り組んでいかないと、市民の負託に応えられないと思っております。

こういうことを今考えてる人は今あんまりいないんで、やっぱりこのこともしっかり議員の皆様と考えていきたいと。要は、職員が100人ほど多かったら、年間大体10億円のお金が要ります。そうしたら、10億円の金が要るというのは、国の基準は今大体向こう、総務省が厳しいこと言ってまして、人口100人当たり1人といったらですね、100人を多いいうことになりますね。人口が3万人いうたら300人ということになるでしょ。まだ、うちははるかに多いと。ただ、これは今までのうちで高田郡の現状を考えたら、非常にこれ削ってきた状況なんですけど、まだ将来を考えたときには、投資的経費をふやすためには、さらなる職員が健康を害さない程度でまだ工夫をしていかにゃいかんということですよ。他の市町の団体がこうだからこうだと言うんじゃなしに、それはきょうはここでお答えすることはできませんが、そこまでの検討を必要だということを私は認識しております。

このことについては、おいおいまた皆さんと一緒に協議していきたいと思います。非常に大きな課題なんで、他の町と同じだからええというんじゃなしに、投資的経費をふやすためには、やっぱり人件費の削減というのは大きな柱になってきます。市民の負託ということは、投資的経費をふやすということもございますんで、このことをしっかり議会、我々が一緒に考えていかにゃいかんということです。

きょうできることは、まだ我々行政としても、その域には入っていないということですよ。ただ、検討する時期には来ているんじゃないかと私は認識をしております。御理解を賜りたいと思います。

〇先川議長

以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員

私はやみくもに職員数を削減するのがいいとは思っていません。部署によっては、職員をふやすことも必要になることもあるでしょうし、新しい事業を展開する中で、今までなかった営業的な業務や情報収集業務など、一時的には職員をふやしてでも対応しなければならない時もあると思います。

ただ、先ほど市長が答弁されましたように、職員数が県内の類似団体の庄原市や江田島市と比較して、少し低いとか、全国平均と比較してもほぼ同水準ということでなく、周りの類似団体の数字に左右されることなく、安芸高田市の財政状況や将来の人口推計、人口減対策の成果の進展状況など、いろいろな角度から安芸高田市の職員適正数は何人だという目標数字を設置し、状況の変化によって柔軟に対応していく仕組みづくりが大切だと思います。

近隣の市町が皆、人口減少対策を重要課題に掲げ、定住者の争奪戦を

繰り広げる中で、人口119万人の広島市まで人口減対策に力を入れるという記事が載っていました。巨大な競争相手が一つふえました。周りの環境が厳しくなるばかりの中で、今後の職員数削減計画は平成34年度目標が358人とされていますので、36年度目標は少なくとも350人を下回る数字になるのではないかと思いますが、間もなく次の職員適正化計画が出るということなので、今お答えしにくいところもあると思いますが、市長の考えで可能な限りお答えいただければと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

この非常にレベルの高い質問であって、これは大事なことなんですよね。非常にこれを考えていかにゃいけんのですけど、これはやっぱり我々も幹部においても、副市長とか総務部長と議論せにゃいけんところもございます。時間もらわにゃいけんのですけど、今の妥協点は、類似団体と同じようにやっとるじゃないかということで、今やっていると。防災的には最優先しようじゃないかというのが今の方向でございますけど、方向的にはさっき私が申しましたように、抜本的に考えていかにゃいけんと。サービスを落とさんように、ちゃんと人口どういうことがあるかと、民間企業と同じような考えをしていかにゃいかんということは、先ほど申し上げたとおりでございますので、ちょっと許してもらいたい。来年度、仮に360を300にするということは、なかなか時間も要するんで、ちょっと時間いただきたいと思います。

課題としては今受けとめておるんで、課題を受けとめとるだけでも、 県内では安芸高田市だけだと思いますんで、どうか御理解を賜りたいと 思います。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 厳しい状況が続くと思いますが、人口減少対策には今までと同様、あらゆる角度から取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。

人口減少に対応していくために、公共施設の見直しも行われています。 安芸高田市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の総延べ床面積の 縮減目標を20年間で30%以上と設定されていますが、進捗状況を伺いま す。

また、公共施設の利用に関して、受益者負担の観点から利用料金の見直しと減免規程の見直しを行うことになっています。私は、地域振興事業団で20年近く公共施設の管理にかかわってきました。運動公園やサッカー公園など、スポーツ施設を中心に10施設近くの管理に携わってきましたが、その間利用料金も減免規程も一度も見直されたことがないように記憶しています。スポーツ施設が体力づくりや健康増進を目的にしているように、福祉施設や農業用施設もそれぞれ大切な目的をもって建てられており、利用料金も極力抑えられてきたのはある意味いいことだと

思っています。しかし、今年度生活に直結した水道料金も値上げが検討されている中で、公共施設においてもある程度の料金の見直しはやむを得ないと思います。使用料金の見直しと減免規程の見直しについて、今年度の具体的な計画をお伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「公共施設等総合管理計画の進捗と受益者負担の適正化」についての御質問であります。

最初に公共施設等の総合管理計画の進捗状況につきましては、進捗管理を始めた平成26年度から見ますと、平成29年度末で約2.8%の削減率にとどまっております。現在、協議を進めております廃校となった小学校や譲渡に向けて協議中の桑田の庄などの進行中の物もありますので、引き続き計画に基づき、削減を進めてまいりたいと考えております。

また、公共施設の使用料と減免措置の見直しにつきましては、平成29年度において、基本的な考え方を整理したところでございます。公共施設を利用する人と、利用しない人との負担の公平性を確保するため、また合併後旧町ごとや類似施設間でも異なっていた使用料や減免措置についても、統一するための考え方について整理をいたしたところでございます。このことにつきましては、改めて議員の皆様、市民の皆様に詳しく説明をしていきたいと考えております。

我々としては、こういう改定をやっているんですけど、市民の方々に 周知もしていないということもございますので、例えばこのたびの上下 水道の改定も行わにやいけません。総合的に受益者負担はこうあるべき だということを広報等を通じて市民の方々に徹底していきたいと、かよ うに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 指定管理となっている施設については、この機会に各施設の利用料金について、実際に利用者と身近に接している指定管理者の職員の意見を聞いて、料金設定の参考にされることを提言したいと思いますが、その点についてはどのように考えておられるか、伺います。

〇先川議長 答弁を求めます。

企画振興部長 西岡保典君。

○西岡企画振興部長 公共施設の使用料の件で、使用料の決定については、指定管理者の意見を聞いたらどうかという御質問だと思います。

これまでも皆様方のほうへ基本的な使用料の考え方について、これまで統一的な考え方として、こうしたいという部分で、過去の経緯を踏まえながら御説明をさせていただいたところでございます。

いわゆるこれまで統一的な考え方でされてなかった6町時代からの部分を引き継いで、ばらばらであるものを統一的な使用料としたいという

のが趣旨でございます。ですから、このたび、皆様方に説明させてもらった部分は、料金を上げるという部分では一応は考えておりません。統一的な、例えば面積当たりとかいう部分での考え方を示した整理をしたということでございます。

ただし、減免の部分については、基本的にはこれまでの部分を見直すという部分は基本的には考えておりますけれども、それが現状でございます。使用料を上げるについては、確かに議員おっしゃるように、管理者である実際の指定管理をしておられる団体等とも協議はさせてもらうことも考慮すべきだというふうに思っています。

以上です。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 次の質問に移ります。

最後の質問は、市長が最重要課題に掲げておられる人口減少対策の取り組みについて質問します。

先月、安芸高田市職員定員適正化についての資料をいただきましたが、合併してわずか14年で人口が5,628人減少しており、その数は甲田町の人口に相当すると書いてありました。日々の生活では、余りピンときませんが、現実を目の当たりにするとぞっとします。市の広報を見て、お喜びとお悔やみの人数の差を見れば、自然減少が重くのしかかっているのがよくわかります。しかも、今から22年先の2040年の人口推計では、約2万800人にまで減少すると出ています。

市役所の近くにある4件のスーパーはどうなるのだろうか。病院はどうなるのだろうか。住民の足のお太助ワゴンはどうなるのだろうか。働くところが減っていくのではないか。といろいろなことが心配になってきます。

一極集中の東京都でさえ、2025年には人口が減少に向かうということですから、中山間地ではこれが現実かと思います。人口減少が安芸高田市にいろいろなマイナスの影響を及ぼすことを考えると、市の職員だけでなく、市民みんなで人口減少を少しでも抑えていく努力が必要だと思います。

しかし、まだ町の中に人口減少を何とかしなければ、という空気を余り感じないように思います。人口減少に対して、もう少しみんなが危機感を持って取り組むためにも、市の広報などで市民に市の現状を理解してもらって、家族や知り合いへのUターンやIターンの呼びかけや情報の提供などの協力をお願いしたらどうでしょうか。

そのためには、安芸高田市への移住・定住を呼びかけるパンフレットを市民に活用してもらって、市の取り組んでいる移住・定住を促進するさまざまな施策を積極的にPRするべきだと思いますが、市長の考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「人口減対策に向けた市民に協力を得るための情報発信」についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、人口減対策には、市民の理解と協力が必要でございます。情報発信につきましても、市外に向けた発信と同様に、市内への発信が必要であると考えております。

現在行っている市内への情報発信としては、広報あきたかたで、移住・定住の施策の紹介に合わせ、夢を描いてさまざまな活動に取り組む U・Iターン者など、挑戦者の紹介、市ホームページ、SNSなどで、 移住・定住関連の情報発信などが挙げられております。

市民総ぐるみで人口減対策に取り組む機運を醸成していくためにも、 市民の情報発信に今後とも力を入れてまいりたいと思います。議員御指 摘のとおり、この情報発信というのは大事だと思います。

いろいろ広報はかけているんですけど、いろんな面でまだ御理解が得られてないと思いますので、一生懸命これからも得られるような、施策の展開を図っていきたいと思います。

先般も実は学校、教頭先生、校長先生の講演を頼まれてしたんですけど、ただ学力向上じゃなしに、この人口減を踏まえて、どうして今学力が要るんかということを説明してあげたら、非常によくわかったっておっしゃった。ただ単に減少だけ捉えるんじゃなしに、現況も一緒に説明してあげることで、やっぱりかなり理解が得られるんじゃないかと思っております。

先般から職員の若い者の研修もやってます。まず職員がみずからどうして人口減対策を理解しながら、学校の先生もしながら、やっぱり学力向上対策とか、いろんなものに当たっていかにゃいけんのだと思います。私を含めてしっかり勉強していきたいと思いますので、どうかよろしく御理解をしてもらいたいと思います。

〇先 川 議 長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 子や孫がお墓参りに帰ってくるお盆が来ますが、そのときがPRのチャンスです。それまでにパンフレットが準備できればと思います。また、 UターンやIターンを希望する人の情報提供をいただいて、安芸高田市に居住することが決まったら、その情報提供者に感謝状を出すなり、何らかのお礼をすることで、市民の方の協力も得やすくなると思いますが、市長の考えを伺います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 今のパンフレット、しっかりとうち、安芸高田市がいいところとかを 書いたものを、パンフレットを今早急につくるように指示してます。政 策面についてはもうできたんですけど、全体に係る一つを見たら、ちゃ んと安芸高田市がどういう町だということがわからにゃいけんと。これはですね、企業誘致にも要るしですね、例えば空き家対策にも要るんですよね。こっち住んでもらっても、うちの制度説明とかせにゃいけんので。このことは課題として早急につくってもらうようにしてます。大きないいパンフレットをつくるということですね。今はばらばらのをまとめるということは、しっかり指示してますんで、これは近いうちにできると思います。

それから、今のチャンスというのは、本当です。盆帰りに帰ってこられるんで、まずは職員の方々の家族とか親戚とか、そういうところをしっかり啓発していけば、かなりの効果が出ると思いますんで、しっかりとこの辺も捉えながら、そのためにはそれまでにどういうことを話そうかと、やっぱりこう啓発の仕方も少しは勉強しとかにやいけんと思いますんで、頑張ってみたいと思います。

どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

2番 芦田宏治君。

○芦田議員 1人でも2人でも安芸高田市に住んでもらえる人がふえるように、私自身も頑張りたいと思います。

質問を終わります。

〇先 川 議 長 以上で、芦田宏治君の質問を終わります。

この際、11時20分まで休憩といたします。

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 13番、秋田雅朝でございます。

通告書に基づき、大枠2点についてお伺いいたします。

平成30年度の施政方針では、本市が抱える最重要課題として、早急に取り組まなければならないのは人口減対策とされており、市の未来をつくる投資として、市外から人を呼び込む、移住・定住の促進を進めておられます。

先ほど芦田議員もこの件について質問されましたが、施政方針では関係人口により、本市に関心を持っていただき、ターゲットを絞り込んで移住・定住の促進を図り、市外から人を呼び込むための施策を展開していくとされています。

私は、これまでも取り組まれてきた交流人口の増加により、移住・定住の促進もやはり人口減対策の一翼になるのではないかという観点から、大枠1点目の交流人口増加対策についてということで、2項目についてお

伺いいたします。

まず、1点目でございます。住宅宿泊事業法施行における本市の見解 についてお伺いいたすものでございます。

一般住宅に旅行者を有料で泊める民泊が6月15日の住宅宿泊事業法施行に伴い、本格的に解禁となることは周知のところでございます。この法律は、急速に増加している民泊について、観光旅客の宿泊ニーズが多様化していることへの対応として、一定ルールを定めて健全な民泊サービスの普及を図るものとして、新たに制定されたものと認識いたしております。

この民泊につきましては、訪日客も含め、市外からの観光客に対し、 宿泊施設が少ないと思われる本市の状況や、異文化交流、地域活性化な どの波及効果が期待できるのではないかと思うのですが、対応、取り組 み等について御見解を市長にお伺いいたします。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの御質問にお答えいたします。

「住宅宿泊事業法施行にかかわる本市の取り組み」についての御質問であります。

議員御指摘のとおり、6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、いわゆる民泊を業として行うことが可能となりました。

市外からの観光客の宿泊施設をふやすことができると期待をするとと もに、従来の観光よりも本市の魅力をしっかり伝えることができる新た な観光スタイルとして、大いに有望であると考えております。

近年、観光地をめぐる従来の観光に飽き足らない人がふえ、モノづくり、体験などの「コト観光」のニーズが高まっていると言われております。特に都市住民にとっては、私たち中山間地に暮らす者には、日常であることも新鮮で魅力的に映るようであります。

本市の自然と共生するライフスタイル、自然風土や歴史と深く関連した民俗文化芸能などを、この地域に住む人と近い距離でゆっくりと過ごすことで、本市の魅力を知ってもらえると考えております。

また、民泊にかかわる市民にとっても、市外の人から見た本市の魅力に気づかされ、地域の自然・暮らしに対する誇りを持ち、地域の活性化につながると考えております。

今般の住宅宿泊事業法の施行を機に、民泊の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

実は、3年前に安芸高田市から、この民泊について、民泊事業法について、これをするようにという内閣府に提案した事例があるんですよ、うちから。そのことがこのたび、私は認められたんだと思ってますけど、3年前に申請いたしました。このこと既に。ただ、このことを民泊というのが、なかなか当時は認めてやれんでね。修学旅行ならええとか、こんなことばっかり、農家体験ならええとか、こういうことあったんです

けど、今回抜本的にオール民泊ということになりました。

それから、やっぱり民泊といっても、ベトナムの人が来ても、今度の 観光は、観光地見るんじゃなしに、農家体験とか、地域の文化とかを体 験したいんだということは非常に強いんで、このことをうちの活性化に つなげていきたいと。最重点指定課題と考えまして、実はこのたびの人 事異動で、うちの有望職員を観光課に派遣したところでございます。こ ういう目的をもって派遣をしてますので、御理解を賜りたいと思います。 もう既にやっておりますので、よろしくお願いします。

〇先 川 議 長

以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

この住宅使用、民泊新法ですか、大いに有望であると考えてあると。 それから、もう既に推進に取り組んでまいりましたと。最重要課題として。

内閣府にも申請されて、それはもう既に取り組んでいるという答弁を いただきました。

この質問をさせていただきました経緯として、まずこの質問をするのに、民泊とはどういうものかというものを私自身が知ってないところがあったので、市長は御承知とは存じますが、少し述べさせていただきたいというふうに思います。民泊についての法令上の明確な定義はありませんが、住宅の全部、または一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、民泊ということが一般的でありますと。

ここ数年は、インターネットを通じて、空き室を短期で貸したい人と 宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界各国で展開さ れており、急速に増加していますと。

我が国においても近年急増する訪日外国人観光客の多様な宿泊ニーズ への対応や少子高齢化社会を背景に増加している空き家の有効活用とい った、地域活性化の観点からいわゆる民泊に期待するところが高まって いるということだそうです。

この民泊新法は、住宅宿泊事業法、これは急速に増加する民泊について、安全面、衛生面の確保がなされていないこと。あるいは騒音やごみ出しなどによる近隣トラブルが社会問題となっていること。それから、先ほど申しました観光客の宿泊ニーズが多様化していることなどに対応するためにルールを定めて健全な民泊サービスの普及を図るものというふうにされております。

この民泊新法の対象は、制度の一体的かつ円滑な執行を確保するため、住宅宿泊事業者、住宅宿泊管理業者、住宅宿泊仲介業者という、3つのプレイヤーが位置づけされており、それぞれに対して役割や義務等が決められていると。今年6月の住宅、この法律の施行以降は、日本国内でいわゆる民泊を行う場合には、旅館業法の許可を得る、国家戦略特区法の認可を得る。それから、住宅宿泊事業法の届け出を行うと、いうふうにされており、届け出は住宅宿泊事業を行おうとするものは県知事への

届け出が必要というふうになっていると。御承知だと思うんですが。それで、6月2日でしたか。中国新聞でその民泊届け出は、低調であるというのが報道されました。

基本的には動きが鈍い背景には、手続の混雑さがある。消防法に基づく適合、通知書など、20種類以上の書類を提出しなければならず、個人事業主にはハードルが高いとの声があると。広島市で申請されたケースでも書類の不備が目立ったというふうに出ておりました。

ちなみに、全国では、この届け出が6月8日で2,707件ということだそうです。広島県では、6月14日までに受理されたのは、広島市を除く広島県内が10件だそうでございます。

そうしたことを踏まえて、本市の状況も他聞に漏れず、きちんと調べてはいませんが、少ないんじゃないかなというふうに思います。

この理由を広島県食品生活衛生課では、県内で150件ぐらいを想定したが、さっきも話をさせていただいた規制が複雑で、個人ではハードルが高いということで、あるいはまた年間180日の営業しかできないので、採算が合わずと諦めたケースが多いとされています。

ここで、再度質問なんですが、こうした状況の中で本市も多分少ない と思いますが、届け出が県知事ということで、市の状況が把握しにくい のかどうか、ちょっと私もわかりかねるんですが、現況についてわかれ ば答弁をいただきたいと思います。

また、この本市として、この新法は有効な活用ができるのかどうか、 そこらあたりの市長の見解をお伺いしたいと思います。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

民泊法については、さっき3年前から内閣府へうちは申請しとったと。 その成果と思ってますけど、中身については、このたび法律出たばっか りなんで、これをちゃんと担当課が把握しながら、どういう課題がある んかと、どうしても受けれんかいうことを踏まえた上で、市民へ啓発し ていきたいと思っております。

例えば保険の問題とか、衛生安全の問題とか、今始まったばかり、先 週かなぐらいばっかりで、今からどうこう言われても、今からの検討だ と思って御理解してもらいたいと思います。

ただ、我々にはこの安芸高田市何もないところで、民泊というのは大きな観光資源だと思ってますんで、私が指示したらもう30とか40のオーダーで受けようじゃないかと言っています。このぐらいなけにゃだめじゃと言ってます。現に、JTBとか農協観光あたりも、数が整えばちゃんといけますよという、答えもらってますんで、それを受けながら説明していきたいと。

まだ、烏合の衆で訳わからんこうに、難しいんじゃないかというよう なことのうわさの中でだからだと思うんですけど、しっかり啓発すれば、 しっかりとした希望者も出てくるんじゃないかと思ってますんで、始ま ったばっかりなんで、そがに焦らんように、どうかよろしくお願いします。

詳細につきましては、担当部長が説明します。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部特命担当部長 青山勝君。

○青山麒麟聯門號

民泊新法による届け出でございますが、広島県の低迷ということで6月2日付の中国新聞には書いてありました。今現在の件数の届け出を確認しましたら、広島県先ほど言われたように10件の届け出がされておられます。うち1件が安芸高田市の届け出ということになっております。

また、広島県のほうにしたら、今安芸高田市で相談案件が1件あるということもあわせて聞いております。

以上でございます。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

始まったばっかりでということで、やたけなことまでいきませんという答弁だと思います。ただ、これまでも3月何日からずっと申請はされてたんだと思うんですが、私数が少ないからと、どうこう言うよりも、この制度をしっかり皆さんが知ってるかどうかということがまず一つには懸念があったところでございます。新聞報道でございますが、広島県のほうは湯崎知事が2022年に外国人観光客600万人を目指す。広島県は外国人の宿泊増加させる対策にも重点を置くと。官公庁のまとめで、広島県は、15番目だと。神戸に次いで15番目で、2022年の延べ宿泊者数を250万まで増加したいという考えだそうです。

その国のほうは、ゴールデンルートいうんですか。東京、京都、大阪、そのルートから訪日外国人客を地方に分散させ、経済効果を全国に波及させる方針であると。県は大都市圏から日帰りで広島を訪れる外国人を宿泊させるための夜間や早朝の魅力づくりを推進すると。ここに夜神楽の公演というのが出ております。本当に安芸高田市の一つの魅力は神楽だということを考えたときに、そこを中心にそういう民泊のほうを勧めていって、それが来られた方が安芸高田市のいいところを見出していただきながら、それが交流につながって、交流からその先が定住・移住につながればいいんじゃないかなという思いがいたしておりますので、この質問をさせていただきました。

そこらあたり、神楽を取り組んでの考え方について、市長再度質問を させていただきたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 最初、湯崎知事はですね、観光5割増しにするって言うても瀬戸内海 ばっかり考えとったんですよ。わし怒ったんですよ、だから。中山間地 見なさいと言うてやったら、ちいとこっちのことを言い出した。担当部 局はね。田舎相手にしてないんですよ、全然。瀬戸内のええもんとか、 あっちばっかり見てから。そうじゃないと。既存の観光地については、 ふやすのは難しいよと、もういっぱいいっぱいいってるよと。宮島を2 割増しにするのは難しいよと。ただ、我々のところは、ゼロからのスタ ートならできるよということで、これを推奨してます。

今ですね、神楽をどうこういうんじゃないですが、神楽だけじゃないんですよ。今うちのは、いわゆる先ほど申し上げたように、外国人の方々ですね。ここへ来て、今までみたいに、宮島見て、出雲大社行って、京都へ行ってから観光地見て、ホテルへ泊まって電気製品買うて帰る観光パターンじゃないんですよ、もう。今度はどういうことを求めるか言うたら、田舎へ来て農家体験とか、農家の文化とか、こういうもんで、こういうその田舎の生活のさまを見たいと言ってるわけですから。この前ベトナムの人が来て、田植えが見たいと言い出したんですよ。ベトナムの人が。

こんな状況なんで、神楽に限らず、ここ安芸高田市はその自然観光資源だらけですから、これを全部、山、野原、皆観光資源でございますんで、これを全部総括して楽しんでもらうという仕組みづくりが大事だと思ってますので、御理解をしてもらいたいと思います。もちろん、神楽とか田楽も含んでますけど。それから、毛利元就とか、この歴史も甲立古墳とかも含んでるんだけど、外国が求めるところはそういうような生活のさまということなんで、いうことです。農家体験も立派な観光資源だと思ってもらいたいと思います。

よろしくお願いします。

以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

今、農家体験のお話をしていただきました。それで民泊については、 先ほど法律的なことのほうで少し質問させていただいたんですが、2番 目の質問がその農泊についてということで、農泊の推進による地域の活 性化についてということで伺っておりますので、2番目の質問へ入らせ ていただきたいと思います。

農泊は一次産業が体験でき、農山村地域の人々と交流を行う農山漁村 滞在型旅行であり、国は2020年までにインバウンド旅行者数の増加を目標に掲げ、観光戦略の一環であると同時に、地方の過疎化、それから空き家問題などを解決する地方活性化政策にもなり得るとしております。

また、農泊の推進により、農山村の所得向上の実現を目指し、旅行者を農山村に呼び込み、農林水産物の消費拡大を図ることも考えられます。 農泊は、民泊の一種でもありますが、1泊から滞在可という気軽さを供えており、合わせて国の施策も農泊を持続的なビジネスとして、農泊推進対策交付金等を予算化しております。こうした状況を踏まえ、本市としても農泊の推進の取り組みをさらに検討されてはどうかと考えるのですが、これまでの取り組み状況と今後についての見解を市長にお伺いしたいと思います。 ○先 川 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。 市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

「農泊の推進による地域活性化」についての御質問でございます。

議員御指摘の農泊は、農林漁業の体験ツアーを組み込んで宿泊者を泊める場合に、旅館業法の規制を緩和して、一般の人も取り組みやすくしたものであります。都市と農村の交流を促進することを目的としているものであります。

農業は、本市の基幹産業であると同時に、多くの市民にとって生活の一部であります。本市の民俗芸能とも深いかかわりを持つ、この地域の文化を形づくる重要な要素の一つであります。

本市では、農業を体験してもらうことは、本市の地域のことを知って もらうよい方法ではないかと考えております。

最初に申し上げましたとおり、近年はモノづくりや体験などのコト観光のニーズが高まっており、農業体験は本市の重要な観光資源の一つになると考えております。民泊の推進とあわせて取り組んでまいりたいと考えております。

この農泊というのは、この民泊をできん前のときに農家について特別にということでできたんですけど、今度民泊ができると、これがダブってくることになります。ただ、この制度と支援として、支援もございますんで、それを十分活用してから本市の観光につなげていきたいと、かように思ってますので、御理解をしてもらいたいと思います。

この農泊、民泊法が改正する前から、農業だけについては民泊を許したらどうかというようなことから出てきた話なんで、今に至っては、どうしても民泊をオーケーになってしまったんで、この影が薄れたということでございます。ただ、仕組みについてはいろいろな仕組みを活用していきたいと、かように思ってますので、御理解賜りたいと思います。

〇先川議長 以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 農泊については、農業体験等が本市に本当に有効な施策と考えられる という答弁をいただきました。だから、しっかり取り組んでいきますよ という答弁だと思うんですが、あえて再質問ということなので、させて もらいますけれども、まず農泊についてですね、何を目指すのかという ようなことをまずは一つの概念として持って、それから取り組んでいた だくことも一つの対策ではないかなという思いがします。

御承知と思いますが、農泊とは日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ存在、いわゆる農山漁村滞在型旅行ということで、これは農家民宿だけでなく、古民家を活用した宿泊施設など、旅行者のニーズに合った多様な宿泊手段によって、農山漁村に滞在してもらい、魅力を味わってもらうということが基本であり、よく御存じだとは思うんですが、そのことによって農山漁村の所得向上を実現する上

で重要な柱としてこの農泊を位置づけて、インバウンド、外国人旅行客を含む観光客を農山漁村にも呼び込み、活性化を図ることが重要であったり、また地域がそれを一丸となって農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を整備していきましょうと。これが国の農水省ですか、そっちのほうの施策だというふうに伺っております。

この地域で一丸となって、ビジネスとして実施できる体制というのを 具体的にはポイントとして、それがどう変わっていくか、変えるのかと いうことで、ホームページに載っとったんですが、まずは地域の目標は 今までは生きがいづくりに重点を置いてたのをこれを農泊によって、持 続可能な産業にしていきましょうと。それから、資金については今まで は公費依存だったものを自立的な運営にしていって、いわゆる産業とし て取り組んでいこうと、いうようなことが書いてございます。

国の施策の中に、農泊推進対策というのを新設して、よくある地域を 対象に、ソフト、ハード対策を一体的に重点支援をしていきますよとい うのが国だというふうに思います。

それで、この農泊の取り組みによる将来展望ということで、何が変わるんだろうということでございますが、まずはうちのほうの課題として、この辺も空き家がふえたなということで、それが農泊取り組み後に期待できる展望では、空き家を宿泊施設にする人がふえてくるような取り組みをしていけば、またこれも耕作放棄地もかなり減っていくということもデータ的に出ておりますので、そうしたことをしていけばどうかと、いうようなことなので、市長は取り組むとおっしゃったんですが、そういったことをしっかり検討しながらみんなで取り組んでいくことが大事だというふうに思います。

少し時間あるんで、余談ですが、農業白書というのがまたこの間出されましたけども、これは官公庁の調査によれば、2016年の訪日外国人旅行者のうち、農泊を体験した人は6.9%、がしかし次回の旅行で農泊を希望する割合は16%にも今度上がっております。訪日回数が多いほど、地方に出向く傾向もみられ、政府は2020年までに訪日外国人旅行者を4,000万人にする目標を掲げ、仮にその1割でも農村に来ていただければ400万人、そりや全部じやないんで、いろいろな地域に行かれると思うんですが、そういったようなメリットがあると。その農泊の先ほど申しましたビジネス化にするにはいろいろ言語の問題であったり、それから生活習慣の違いなどもしっかり克服すべき、これが課題であるというふうに言っておられます。

要は、行政としての農泊戦略を考えてみる価値は十分にあるということで、それは市長先ほど答えられたように考えておられますが、再度そうしたところに重点的に考えを持っていただきながら、取り組んでいただければと思うんですが、見解について再度答弁いただければお願いいたします。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

貴重な御提言ありがとうございます。

最初、民泊法ができないとき、農水省が勝手に耕作放棄地とか観光源に使いますよということを打ち出したのがさっき言われたことなんですよね。ただ、これができたということになってくると、今度はこれらをうまく共存していかにゃいかんということになります。安芸高田市では民泊という大義名分のもとで、もちろん農泊も中の位置づけをしっかりしてかにゃいけんと。農家体験いうのは、うちの先ほど申し上げた観光資源ですから、これ絶対に。そういうことをしっかり見せてかにゃいかんと。魚とりもそうですね。魚とったり、いろんな山の産物とか、農家とか、地方の文化とかを観光にしていこうというのが民泊。その中に農泊は十分な位置づけを示しとるということですよ。

今の議員さんの議論、議員ができん前は、各省庁競って、空き家対策 じゃと言うてやってたんですけど、もう総合的に考えるように今なって ます。だから、空き家対策にしても、さっき言われたように農家体験は もちろんですけど、空き家とかまた今度お寺さんも使えていきます。こ ういうものを利用しながら来てもらうんだということです。中国の観光 客なんかはですね、リーガロイヤルなんか泊まるよりか、ちょっと安い とこで森のほうで一緒に泊まらせてくれやとかこんなことになるんです ね。

だからこういうところを全般に考えていかにゃいけんいうことですよ。 私はもう農泊と民泊の区別してないんですよ、実は。ほいで、さっき言 われたように産業としていうことは、まさしくそうなんですよ。今まで の民泊いうたら、甲田町がサッカーを受け入れるのに、ハンドボールの 民泊、吉田町がバレーボールの民泊してたんですけど、これは経営が成 り立つんじゃなしに、ボランティアとしての民泊ですね。3,000円とか ぐらいもらってということ。ただ、これじゃあ成り立っていかんので、 私が考えてるのは観光のオプションとして使えるんじゃないか思うてる んですよ。とにかく広島駅からちゃんと神楽見せてあげるから、1万円 くださいと、泊まってというようなシステムをつくっていきたいと思っ てるんですよ。こうしないとうちの観光資源は上がりません。というこ とです。

だから、この農泊という、その今の農泊だけじゃなしに、総合的に考えていかないと、民泊で農泊は大きなウエイト締めとるいうんだけは御理解してください。法律が逆にできたもんだから、だから農水省は多分今度は農泊とは言わないですよ、今度から絶対に。やってるじゃないかとなるもんで。言うのがないときの話ですから、これは。だから、耕作放棄地がふえるときにおっしゃいます、当然そうですね。やはり地域の空き家を利用することによって、農業体験とか、耕作、植えてまた観光資源にもなるという方策で考えていきたいと思います。

私は大きくは産業化を図っていきたいと思うんですよ。ボランティア

じゃなしに。続くような観光はどうかということです。今うちが困っとるのは、今度スマホがね、広島県で一番いいスマホ出てきますよ。今度は。宮島へ来た人が、お、安芸高田市いいとこあるよとかわかるんですよ、このスマホで。ただ今悪いのは、いいとこあって、どうして行くんかとか、どこへ泊まる、そこが切れるんですよ。これは今指示しとるのは、つながるようにしてくれと。何ぼ理論構成難しいこと言うてもだめなんで、やっぱり受けてる人が30組とか40組なけにゃだめなんですよね、これ、全然。これが活性化につながるということです。議員の皆さん方もそういう人紹介してもらうことが、法的なことについては何とか片づけていきたいと思うんですけど、書類が難しいとかじゃなしに、皆さん一緒になって、受けてくれる人探して行きたいと。私、目標としては30か50ぐらいあればね、かなりの観光資源になるんじゃないかと思ってます。

ほいで、メニューとして農家体験もあるんじゃないかとか。毛利元就があるんじゃないかとか、神楽があるんじゃないかとか。魚釣りがあるんじゃないかということになりますんで、御理解してもらいたいと思います。

非常に観光資源豊富なんだけど、今まで理論ばっかり言うて、ここが 一つもできてなかったいうことなんですね。私らも反省があるんですよ、 これ。ということをしっかり頑張りたいと思うんが、このたびの重点施 策でございますので、御理解してもらいたいと思います。

〇先 川 議 長

以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員

しっかり市長の考え方、今農泊、以前もやってたいうのが、グリーンツーリズムとかアグリツーリズムとか、これがそうだと思うんですが、あえてその2020年のオリンピックを見越して、国のほうはそういう人をしっかり引っ張り込みなさいよというのが、今言っていることだと思うんですが、それ以上に市長はそういうのじゃなくて、総合的な考え方も含めて取り組んでいくということをおっしゃいました。

この質問をさせてもろうたのは、あくまでも最初に言わせてもらった 交流人口を増加さすことによって、移住・定住がふえることを5年、10 年先を見据えた取り組みとしたら、そういうことをやってって、人口が ふえていく、ふえるというか、減らないようにしていくという考え方で 取り組んでいっていくのが人口減対策の一つではないかなという思いが しましたんで、この質問をさせていただきました。

次の質問に移ります。

林業の成長産業化に向けた取り組みについてということで、新たな森 林管理制度の創設に対する取り組みについて、市長の見解を伺うもので ございます。

手入れが行き届いてない私有林の管理を、市町村を介して林業者や企業に集約化する新たな森林管理制度を創設する森林経営管理法が成立し、

来年4月の施行となっております。森林経営管理法では、森林の適切な管理について、所有者が管理できない場合、新制度では管理権を市町村が取得し、採算ベースに乗りそうな森林は林業者、採算確保が難しい森林は市町村が管理するというふうに、この法律ではされております。来年4月の新制度開始へ、まずは実施体制をどう整えるかが課題となると思われるのですが、本市における森林管理の今の現況と、来年度に向けた新たな森林管理制度の取り組みについての御見解を市長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「本市における森林管理の現況と来年度に向けた新たな森林管理制度 の取り組み」についてであります。

森林所有者は森林管理者として、適切な経営・管理を行う責務がございます。

しかし、本市における現況には、所有者の経営意欲の低下や、所有者 不明の森林の増加、境界の未確定の森林の存在や、担い手の不足といった長年積み重ねられた課題がございます。

森林管理はこうした課題を解決しながら進めていく必要があります。 このため、地方財政を安定的に確保する観点から、森林環境税及び、森 林環境譲与税が創設されることになりました。

来年度に向けた取り組みでございますが、4月以降、広島県・県内各市町が連携する森林経営管理制度実務研究会に参加し、新たな森林経営管理制度及び、森林環境譲与税の導入に係る、今後の取り組み・活用方針について、検討・整理しており、実務研究会での結論を踏まえて、来年度の取り組みを考えていきたいと思っております。

この森林管理法はですね、実は、いいようでだめなんですよ、全然。 業は、入れればいいんですね、山の中へ。ただし書きは議員さん問題ないんですよ。法律用語と。ただし書きをどう理解するかと。入れん場合はどうするかということなんですよ。

要は、私最初林野庁に行きよったんですよ。山に入れるように、これ3年前から言ってますよ。林野庁へ。山に入れるように、圃場整備の換地と同じことをしてくれ言うたんですよ。換地ってわかりますか。この土地を所有者の了解なしによそへ行ってもらうと、財産をね。それを主張したらですね、やっぱり法的に山と農地は違うんかな。山の場合これができんと。人の財産を動かすことできんというんですね。資本主義社会においては。

どういうことになったか言うたら、財産はそのままで、作業だけはできる仕組みができましたいうことなんですよ、要は。これを活用したら、ここらの荒れた山は、全部整理できるでしょ。だけど、同意というのが要るんです。で、同意というのは正規の手続を受けながら、おらんかっ

た場合は、ただし書きでこうこうなりますっていうのがあるんで、これをしっかり勉強したら、高田郡内の山へ入れるいうことですよ。小山の山に入れるいうことになるんで、反対者がおっても、作業だけはですよ。このことを一番魅力に思うとるわけです。これやりたいと。そのためにはちゃんと山の権利関係がどうなっとるんか調べいうてからいうのは、猪掛部長に指示しとるんです。一番最重点課題として。

で、国がおっしゃるには、このことは山に入ってこれから森林税が使えますよね。何で言うかいうたらね、これから国言ってないけど、多分森林税というのは、いっぱい国が使え言うてきますよ。どうしてか言うたら、温暖化対策で、自動車じゃ賄いきるのできんのや、絶対に。そうすると、森林によって CO_2 対策するというのが国の方針変わりよる。それで今の法律ができたわけよ。森林税というのが、議員さん言われた分が。言われたらええが、その環境づくりとしたら何にもならんわけよね。山へ入らんと。木が山へ木があるばっかりじゃ CO_2 対策なりませんよ、絶対にこれは。山の木がちゃんと育つ環境づくりをせにゃいけんの。そのためには要らん木を切って、伐採をして、太陽が当たるようにして、木が足らんところは植えるということなんですよね。このことがこれなんです。大体が。

今まで放り投げたところに持ってって、ほいじゃ税ができたけ、ぱっとできるわけじゃないんですね。だから、そのことを行政が一つ小まめに権利関係を調べながら、できんところはさっきの特例を使って、申しわけないけど、還付告知が要るんだけど、やらしてもらうという、こういう仕組みづくりをせにゃいけんのですよ。そのためにはうちの職員まだ勉強せにゃいけん。そういうことできたばっかりで。ほやほやなんです。これは県庁に聞いてもらったらようわからんと思います。だから、このことをしっかり安芸高田市はやるように指示してます。

林野庁が市長がこれやるんなら、最初に林野が山が大事だという教育を先にしてくれ言われたんですよ。学校教育において、山が大事ですよと。 CO_2 対策になるんよと。環境保全になるよと。いうことを、ことしやります。それは子どもたちに森林の大切さとか、環境の今の CO_2 対策にもなるんだというようなことをちゃんと教育として教えるということなんです。これ、教育委員会とも連携とらにゃいけんのですけど、まずこれをやってくれということなんです。

それをやる手段とすれば、やっぱり学校教育もあるんじゃが、おもしろいことがなけにやいけんけえ、巣箱をつくったり、それから木を植えたり、それからカブトムシを出したり、いうこともしようじゃないかいうことで今取り組んでます。実際にも。やるんじゃないかな、もう。これ実施を。

で、御期待してもらいたいと思います。将来の目的は、ちゃんと活性 化のために、山に入って、ここからこの山をきれいにして、活性化につ なげるということなんで、これどの町よりか、うちが一番前進んどると 思いますんで、御理解をしてもらいたいと思います。また、期待もして もらいたいと思います。

よろしくお願いします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

13番 秋田雅朝君。

○秋 田 議 員 本当に今答弁をいただいた中で、市長がもうしっかりこのことは考えていらっしゃるということで、今年度、施政方針の中にもありました新規事業で森の学校づくりか何か、そういうことが今の話だと思います。

市長前からおっしゃってたように、山に入れる仕組みを考えにゃいけんというのは言っていただいとったし、それが法律によって施行できるということになれば、これはしっかり来年の4月から、まだ期間がありますので、検討をしていただきながら、もちろんいい提案があればしていきたいと思いますけれども、ほとんど先ほどの答弁聞かせていただく限りは、きちっとできているような感じなので、そこのところを期待したいと思います。

要はこの質問させてもらったのは、今安芸高田市でも戦後造成された人工林の約半数が始末期というんですかね、切る時期に来ておって、それを迎えようとしてるんですが、一方で先ほどの話をいただいた森林所有者の中で管理ができない人がいたりするのを業者と行政と所得の話がございましたけども。そういったようなすみ分けをしながら、要は山をきちんと守っていこうということなので、一番私が話をさせていただきたかったのは、同僚議員も今までも森林の話をよくされてましたけども、そこはやっぱりきちっと取り組んでいく必要があると、いう思いの中で市長の見解を伺ったものです。ぜひとも、いい方向になるように、よろしくお願いしたいと思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

〇先川議長 以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

〇先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

6番 前重昌敬君。

〇前 重 議 員 6番、無所属の前重昌敬でございます。

まず入る前に、本日8時前に起きました大阪を震源とします震度6弱の地震で、今のところ亡くなられた方が3名ということでございました。また、亡くなられた方々に対しまして、御冥福をお祈りするとともに、そうしたけがを遭われた方々にお見舞いを申し上げたいと思います。まず、最初に、通告に基づきまして、大枠2項目質問いたします。

最初に、大枠1項目といたしまして、消防本部組織体制の充実についてということでございます。

日ごろから、火災を予防し、警戒し、及び鎮圧し、市民の生命、身体 及び財産を火災から保護するとともに、火災、または地震等の災害によ る被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もっ て安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的に、平 素より市長を初め、消防長、消防署長を中心に、消防職員の皆様には、 日夜24時間体制で職務を遂行しておられますことに、一市民を代表いた しまして、敬意を表するものであり、また感謝申し上げます。

それでは、1点目といたしまして、市民の安全・安心を昼夜を問わず 守っている消防本部組織体制の現状と課題につきまして、市長にお伺い いたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 先ほど、国のほうから連絡がございまして、震度6に対する非常態勢は一応解除になったそうでございます。まだ、予断を許さんのですけど、大きな態勢は解除になったということでございます。さっき言われたんで、ちょっと御報告しとこうと思います。

ただいまの御質問にお答えいたします。

「消防本部組織体制の現状と課題」についてでございます。

本市は、1消防本部、1消防署の体制で、本年4月1日現在、職員数は52人であります。勤務体制でありますが、毎日の勤務者を20人、交替制勤務者を32人としております。この交替勤務者が火災救急等の災害対応の要員となります。

次に、現状に対する課題でございますが、大きく3つございます。

1つは、交替制勤務者は消防隊、救助隊、救急隊の兼務に加え、事務も兼務しております。高度化専門化に対応困難であることでございます。 2つ目は、若年職員の経験不足を補う訓練が不足をしているということでございます。

3つ目は、男女区別なく配置し、女性も危険業務を行っており、女性 活躍の場が不十分であることでございます。

以上、3点が現状の課題でございます。御理解を賜りますようお願いいたします。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 これにつきましては、先般、総務企画常任委員会で、5月23日付で報告案件いうことで、市長も御存じのことと思います。今お話がありましたように、現状の組織体制と現状の課題ということで、端的に御説明をいただきました。

やはり多分皆様も御存じだろうと思うんですが、今の安芸高田市におきましては、今の現状が平成22年から私たちが入らせていただいて、2

年過ぎに決算常任委員会のときに、御質問もさせていただきました。その状況と全く変わっていなかったわけですよね、これまで。やはり今までも市長お話をされますように、人口減いうんじゃなしに、人口増ということで考えたときに、やはりこの安全・安心が市民にとっては第一だろうと思うんです。やはりこういう町に住んでいて、何かあったときには、消防隊員、消防救急隊員、すぐに駆けつけてくれると。こうしたことが一つの私は人口増につながる形で、今回こうした質問もさせていただいております。

今後、今の課題があるということでございますが、今この安芸高田市 におきまして、資料でもございますが、消防力の整備指針によります人 員の充足率でございますよね。これが今の安芸高田市におきましては、 なかなかここが充足できてないと、いうことがございまして、今安芸高 田市におきましては、消防本部が充足率が57%ということになっており ます。そういう中で、今救急活動の実態の中で、報告の案件でも上がっ てきておりますが、やはり件数が重複するんだろうということの課題も 聞いております。2件、3件、4件、5件、こうして重複しているというこ との中で、こうした充足をするに当たって、現状の課題でございます以 外で、この職員をやはり育成していこうと思えば、設備の面もやはり不 足しているのではないか。特に消防本部ございますよね、隣に。また、 練習場として訓練場として、西浦にございます。この辺が離れてるとい うところもありまして、なかなか育成に行うものも、なかなか無理が出 てるんじゃないかと思うんですが、そういう設備面につきましての、今 の中でなかったんですが、課題等はないのか。その辺をお聞きしたいと 思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

消防長山平修君。

○山平消防長 先ほどの御質問でございます。

消防の施設、設備についての課題、問題点はないかということであります。

与えられた施設、設備を最大限発揮して、しっかりと消防力を高めていきたいと思って精進しておるところでございますが、確かに、他の消防本部と比べましたら、訓練場がここの本部から少し離れているというような課題はあります。幾らか時間のロスが生じているというのは否めないかなというふうには思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、与えられた環境の中で、最大限力を発揮していくということで、消防職員頑張っています。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 そうした中、やはり職員の先ほども言いました育成、どういうんです

か、そういう研修と言いましょうか、訓練と言いましょうか。そういった中で、やはりこちらにおる形で練習ができれば、すぐ緊急とかそういうときには対応できると思うんですが、やはり離れているとなかなかそういう対応、練習してそういう訓練をされておる間に、そういう救急の事案が入ったりなんかしたときに、そういうことがなかなか今の人員では難しい状況にあるんではないかなと思うんですが、そうしたところの課題等はございませんか。

どう言いましょうか。やはり離れていて、件数が今回も重なったりなんかしてきてるというたときに、そういう離れていたときに、やはり職員のそういう訓練等が弱体、弱まる。消防力の弱まりというのが、やはりなかなか無理じゃないんかいうのもわかるんですが、その辺のところはどうなんでしょうかね。

〇先川議長 答弁を求めます。

消防長山平修君。

○山平消防長

限られた陣容の中で、一生懸命精進しておりますけども、やはり今救急件数、一番多いのは、先般も御報告をいたしておりますが、救急活動であります。全体の94%を占めているという状況の中で、救急活動3隊が、毎日待機をしておるわけではありますが、訓練場が離れとるというのもあるとは思いますけども、基本的に管轄エリアが広うございますから、どうしても1隊に係る時間が他の消防本部と比較すれば違っているという部分があろうかと思います。他の消防本部広いところでも、そこには署が複数ございましたり、出張所がございましたり、という状況があります。

うちの場合は、先般御報告いたしましたように、2件、3件、4件、5件の重複というものがございますが、大体この重複は1週間、3件重複した場合には、非常で非番の職員を召集するわけでありますけども、そうした状況が1週間に1回、昨年度は1週間に1.5回というような状況で、かなり重複しておったということはございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 それでは、次の質問に移ります。

上記の現状と課題につきまして、今後消防本部としての見直し、方向 性、プランにつきまして、お伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「現状と課題について、今後の消防本部としての見直し、方向性」についての御質問であります。

議案第44号「安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例」を提出 させていただいておりますとおり、消防職員の定数を52人から58人に増 員をいたします。新たに専任救急隊を設置することで、先ほど述べました課題が一定程度、改善できると考えております。

この専任救急隊の設置により、隊の役割が明確化し、特化した業務の遂行と重点的・効果的な訓練が可能となります。さらに、専任救急隊に女性を配置するなど、危険な業務との区別化を図ることで、現場活動を目指す女性の活躍が期待できると思っております。

これらの取り組みを通じて、職員の士気を高揚させることはもとより、個の異なる力を結集して効率的な組織力を発揮させ、市民に安全・安心を一層実感いただけるよう努めていきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 この職員の定数条例につきましても、今後総務企画常任委員会のほう でも御審議されると思います。はしょって、私のほうからあえてこうし たところの関係にお答えをいただきたいと思うんですが。

まずここの6人ですよね。6人の根拠といったものが、果たして今の安芸高田市の充足にはっきり言って、満足できるものなのかどうか。そうした点が1点と、この6人の中には女性とか、そういう男性含めた形が入っていると思うんですが、まずそうした人数の中での男女の割合とかいったものは計画にどう考えておられるのか。その2点をお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長

今回、これまでいろんな型について内部で議論をいたしまして、先ほど市長のほうからもございましたように、議案第44号を上程させていただくになりました。これを可決していただくということができれば、さっき市長のほうからもございましたように、専任の救急隊を設置することが可能になろうかと思っておるところであります。このことによって、これまでは当番の職員が朝8時30分に登庁しまして、災害召集を受けた場合に、その時点で初めて自分は消防隊で出る。自分は救急隊で出ると。その通報内容によって定まったという状況はありますけども。

つまり、何事にも、消防にも、救急にも、救助にも、全てオールマイティが求められとるという状況であります。消防職員として、ある程度の資質は備えておく必要があろうか思いますが、本市、当消防本部のようにオールマイティ化しとるというところはなかなかないんだろうかなと。

とりわけ、専任の救急隊を設置していない消防本部は、本市と北広島 町のみでございます。今回こういうことで話を進めていただくというこ とになりますと、やはりそんな面からも職員の士気は向上し、さらに自 分はどの隊でどういうことについて頑張るんだということで、もっとも っと意欲的に活動ができるんじゃないかなというふうに思っておるとこ ろであります。

これで満足かと言われれば、それは充足率というところから見ると、 なかなかそれが上がるということにはなりませんけども、とはいえ昨今 の厳しい状況の中で、今回の議論を進めさせていただいたということで、 消防本部といたしましては、大変感謝をしておるところであります。

それから、男女の配置ということでありますけども、これまでは先ほど申しましたように、消防隊でも出んにやいけんと。救急隊でも救助隊でも出んにやいけんと。男女の区別なしに出動しておったという状況があります。救急隊を設置することによって、そこに例えば女性の救命士の資格をとっとる職員を必ず配置するとかというような形で、危険な現場、あるいは過酷な現場に出向かず、一つのことに専念できるということで、ほかにも通信でありましたり、予防でありましたり、いうとこも女性の活躍の推進の場っていうのは、変化していかなくてはいけないと思っておりますけども、一つの例とすればそんなことがあります。職員の士気をしっかり高めて、精進したいと思っております。

以上です。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 今消防長のほうから御説明いただきました。

今私がお聞きしたように、大体、資料で見させていただくと、安芸高田市消防本部を除く12消防本部があるわけですよね、県内。全体では13本部という形がございます。その中で、安芸高田市が先ほど、答弁いただきましたように、12番目の充足率ということで57%ということになっております。

この今の安芸高田市を除く12消防本部の平均につきましては、75.6% といった数値が挙がってきているということで、今回75.6%に近づこうと思えば、16人の増という形が見えてきているんじゃないかなと思います。そのうち、今回6人という、この私たちの市町につきましては、本当にこう6人も確かにこういう定員をふやしていただくいうことは、本当にありがたいことかなと私は考えます。特にこういう専門的な分野につきましては、先ほど来から同僚議員の御質問等にも市長が答弁されておりましたが、やはり必要なところには、やはり職員の配置いうものは、必要ではないかと考えます。

また、定員適正化の関係で総務部長のほうからも報告がありましたように、やはり全体的に、全国的に、そういう警察、消防本部の人数的な形ですね。また、全体的に一般事務部門では、今の適正化によって、人数は少なくなっているが、しかし福祉部門とか、そうした介護保険、国保関係につきましては、そういう人数的には挙がってきているよと。やはりそうしたところが足りなくなっているよということをお伺いしております。

そういう中で、今この6人といった形で挙げますと、この57%がじゃ

あ一体6人をふやすことによって何%ぐらいに値していくのか。それが1点と、先ほど6人をこれから採用していくという流れになると思います。第4次の計画を前倒ししてやられるということで、この6名につきましての採用の計画ですよね。一遍に6人をすぐと採用していくのか。それともある程度年数をかけてそういう6名をふやしていくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

詳しいことは後、消防長話すると思いますけど、基本はですね、消防が絶対じゃいうことないんですよ。うち全体のことを考えてあって。ただ、大切なことなんで、絶対やらにゃいけんので。これをこのたび、ほかの職員減らす中でも、6人をふやすと言ってるわけですね、これ。

ただ、このことで、充足率が何ぼいうのは問題じゃないですよ、全然。 うちの中が賄っとれば、40%でも50でもええわけですよ。こういうよう に理解してもらいたいと思います。よそがこうだからこうじゃないです。 ただ、うちの中は厳しい財政状況でやっていかにゃいけんので、ただこ のことはちゃんと考えていかにゃいかんということです。消防が最優先 いうことじゃないです。全部いろんな福祉も教育もあるんで、そのバラ ンスの中で政策をやってるんじゃいうことだけ御理解してください。

行革はやっとる反面で片方これ伸ばすんですよ、いうことですよこれ。だから、そのためにはこれまでの消防のあり方もこれから検討せにやいけんのですよ。消防団のことに今までどおりじゃなしに、何かしてもらうことがあるんかとか。常備消防と非常備消防がございますけど、この中の絡みをどうしていくかとか、いうようなことをしっかり総合的に考えながら、この安芸高田市の消防というものをしっかり考えていかにやいけんと。決して消防団が要るとか要らんとかじゃなしに、全体的にこの貧乏な町が大成しよう思うたら、そういうことですよ。都市には消防団ないですからね。ただ、うちがあったときにはこういう形でやってもらわにやいけんとかですね、こういう議論をしながらしていかにやいけんと。決して充足率が70%を超えとるというけえ言うんじゃなしに。ほいじゃこのことによって、美土里とか要するに僻地の救急がおくれとるかどうかですよ。もしくはええぐあいにいっとるんだったら、職員をほめちゃるだけですよ。ということで理解してもらいたいと思います。

成果の数字については、消防長が説明いたします。よろしくお願いします。

〇先川議長 引き続き、答弁を求めます。

消防長 山平修君。

○山平消防長 6人増になった場合の充足率でございますが、概ね67%になろうかと 思います。

以上でございます。

○先川議長 引き続き、答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

当面の採用計画について私のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、まさに今6月中に定年退職者にかかわる再任用の計画、あるいは早期退職者の把握、それを踏まえての7月以降の新規の採用職員の数の決定というところの今過程によりますので、消防職員、このあと条例で議決いただきますと、単純に6名の増となりますが、今現在は何も決めておるところはございませんが、先ほど申し上げた一般行政職、市長も申し上げましたように、総合的に考えるという視点では、一般行政職の退職者の状況と再任用の状況、それらを勘案しながら、できれば6名は複数年で採用できればというふうに考えております。

以上です。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 市長のほうからも答弁いただきました。

確かに消防だけいう考えではないんですが、しかしやはり人の命、ここはやっぱり抑えとかないと私はいけんのんだろう思うんですよ。やはりこういうところへ消防署の力がないと、やはり安芸高田市来たら、消防署員さんどうなっとるんかいのとか、過去にもあったんですよ、消防署が来られて、やはり救急車が到達しても、そこで何分か待機して、わかるんですよ、病院搬送するまでの間、いろいろと連絡体制とかですね。処置の初期段階での手当ていうのもありますが。今そういう話が過去はいろいろあったんですが、今そういう話は私の耳元に入っておりません。そういうことの中では、今回こういう6人の位置づけいうものは、本当に今まで過去返りまして、本当に御尽力をいただいとるなと。本当に思いました。

今部長のほうから6人は複数年でということでございました。できましたら、複数年いうても財政との兼ね合いもございますので、できれば短期間の間にそういう職員の方々の位置づけをしていただければと考えます。今の複数年、大体何年を見ていただいとるのか、まだその辺はわかりませんかね。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本 峰昭君。

○竹本副市長 何年かという御質問ですが、具体的にはこれからの採用試験、状況等にもよりますが、採用試験通して応募の中で、すばらしい職員の応募が多々あれば状況も変化するでしょう。基本的には2年程度という思いでは、現在のところ案としては考えつつあります。

以上です。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

〇前 重 議 員 2年ということで私も安堵いたしましたが、そうしたときにどうして も人と物とお金ですよね。費用的なものがどうしてもぬぐい切れないん ですよね。そういう中では、今6人体制ということで複数年で2年かけての中で、費用的なものが大体予算としてはどれぐらい上がってくるのか。 その辺がわかれば、ちょっと教えていただければと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

採用する年齢にもよるんですが、人件費という考え方でお答えするほうが適当かと思います。ですから、従来市長が申し上げておりますように、予算をする場合には、給与部分、いわゆる給料と手当とありますけれども、社会保険に相当する共済費、退職手当に相当する退職手当組合負担金、これらを含めると1人当たりの人件費は約予算上で言えば900万円ということになりますので、そういったものがふえてくるであろうと思いますが、総合的にはですね。ただ、採用する年齢によっては、この直接その年に予算措置する部分で言えば、400万円であったり、300万円であったりすると思われます。

ただ総人件費は、御存じいただきますように、平成18年の給与構造改革から平成26年の給与構造改革まで含めて、この年齢層では11%の削減ということで、政府全体では公務員にも給与の削減ということが進んできておりまして、本市もそれに該当するわけですから、公務員の総人件費は抑制の方向で、今取り組んでいるという状況でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 1人頭900万ぐらいだということで、お聞きしました。

それでは、次の質問に入ります。

人口減少が続く中、将来他市町との消防本部の連携、統合につきましてお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「人口減少が続く中、将来、他市町との消防本部の連携、統合」についての御質問でございます。

近年、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化など、消防を取り巻く環境は大きく変化しております。こうした環境の変化に対応するため、消防資機材の導入、高度な技術取得のための研修など、あらゆる面において充実強化を図り、近代消防としての発展をしてきたところであります。

しかし、どの消防本部においても、財政状況は厳しさを増しており、 とりわけ小規模な消防本部では、体制の維持、充実が困難な状況にある ことから、平成18年に消防組織法の改正が行われ、都道府県は消防の広 域化を積極的に推進するための消防広域化推進計画を策定することとさ れました。

広島県におきましては、平成20年に消防広域化推進計画を策定し、広

島県内を5つのブロックに分け、広域化を推進してまいったところであ ります。

本市は、広島市を初めとする西部ブロックに区分されておりましたが、 これまで広島市は広域化を終えているとのスタンスであり、広域化の協 議は進んでないのが状況でございます。

いずれにいたしましても、消防は住民の安全・安心に直結した、行政 の基本的責務であることから、本市といたしましては引き続き経費節減 を図りつつも消防力の維持向上に努めてまいりたいと思っております。

このことにつきましては、私吉田町長時代の消防長やってたときから、 交渉してくるんですけど、テーブルには乗るんですけど、非常に安芸高 田市と広島市いうた場合に、効率が悪いとおっしゃるんですよ。おたく 54号線から離れるところ多いじゃないかと。その金をあんた見るんなら、 合併してやるということです。それが膨大な金じゃないんですよ。国が 言うように。大変な金を要求してきますんで、ここんところでちょっと つまずいとるということは確かです。御理解してください。

〇先 川 議 長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 広域化いうことで、他市町とのいうことも私も質問には述べておるん ですが、今最近よくここ2、3年ですか。航空消防隊、特にドクターヘリ とか、そうした関連のとこの仕事関連、救急でヘリ搬送とか、そういう ところがふえつつあるんじゃないかなと思います。そうしたときに、や はり今広島市に人事交流ということで、1名の職員さんも交流をさせて いただいとるということなんですが、そういう今広域化が無理であれば、 そうした広島市も含めて、やはり多いところのそういうベテランの方々 にお入りいただく。だから今言いました、消防航空隊とか、やっぱりそ ういうノウハウを持っておられるところの隊の方が、こちらに来ていた だいて、やはりそういう交流をしていただくのも一つの方法じゃないか なと私は考えるんですが、そうしたところのお考えをお聞きしたいと思 います。

〇先 川 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 専門家の人事交流ということございますけど、当然そのことは意識し てやってますけど。成果も上がってないのが事実なんで、こういうこと を踏まえながら、今後の人事交流についてはしっかりと協議していきた いと、かように思います。やってるんですけど、やったやったじゃつま らんので、そういうこと。特に医療の医療救急とかいう課題もございま す。

> ただ、国が言っているのは、組織全部をしたら、例えば災害時にも声 をかけたら遠くのほうで広域化だったら車がすぐ集まるというようなこ とを言ってるんですよ。国が言うとるように、うちらは地理的条件違う んで、いかんということだけは御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員

広域化につきましては、今庄原と三次市さんが備北消防ということでもうやられておりますよね。私考えたのが、うちのほう、ごみ処理施設、芸北広域、施設組合のほうでは北広島町さんと一緒の形でやらせていただいとるんですが、そうしたところとの兼ね合いができないのかなということもちょっと考えましたが、これも今市長言われたように、広くなるということがありますので、そうしたところがどうなのかなと。ちょっと思いますよね。言われるようにね。そういうところでは、やはりそういう私の中では、その広域化も大事だと思うんですが、やはりそういう航空消防隊とか。近年やはりそういう関係がふえつつあると。やはり救急車で移動するんじゃなしに、ヘリで移動と言ったときに、やはりそこに付随する職員の質の向上はやっぱり大事になってくるんじゃないかと思いますので、そういったところの人事交流をしっかりとしていただければと思います。

今地元におられる消防署員。出身ですよね、広島市にも、うちの吉田 町からも何人か入っておられますし、東広島の消防署にも入っておられ ますが、こうしたところの中で、人事交流をどんどんどんどんしていた だければ、やはり1つの施設の中で、課だけを移動するといったものは、 職員の形に果たしていいのかどうか。そうしたところも考えますので、 そうしたところ、しっかりと今後検討いただければと思います。

それでは、次の質問に入ります。

本市における保健師の充実につきまして、1点目といたしまして、本 市における保健師の役割、現状、及び課題について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「本市における保健師の役割、現状及び課題」についての御質問であります。

保健師の役割は、住民の生命と生活を守る専門職として、市民1人1人が乳幼児期から、生涯を通じて、自分の健康を自己管理し、健康で生き生きと暮らし続けることができるよう、地域で健康づくりや介護予防事業を住民や関連機関、関係組織と一緒になって、自助・共助を促し、健康寿命の延伸を目指した取り組みを推進していかなければいけないと思います。

保健師の現状といたしましては、昨年度3名の新任保健師を採用いたし、現在1名の育児休業中の者と2名の短期間再任用職員、1名の臨時的任用職員を含めまして、14名の保健師がおります。配属先は社会福祉課と子育て支援課に各1名、残りは健康長寿課に配置をしております。

課題といたしましては、さまざまな事務的業務が増加している状況ではございますが、保健師としての活動を積極的に地域へ情報発信をいた

し、住民の身近で、いつでも相談ができる存在であるために、努力していくことが重要だと考えます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員

現状と課題も聞きましたが、私がちょっと職員さんに調べていただいたんですよね。年齢構成、今の保健師さんの年齢構成を見ますと、その11名が正規の職員さん、3名が臨時的な職員さんいうことでございました。今保健師さんの年齢的な構成で言えば53歳の方が1名、50歳が1名、48歳が1名、47歳が1名、46歳が2名と。ここら辺のところ、46から53ですか。ここで大体6名の方々が11名中おられると。あと、41歳の方が2名、33歳の方が1名。23歳が2名ということで、20歳で2名、30代で1名。41歳では2名いうことで、ちょっとこの間が年齢構成ちょっととんでるような気がするんですが、そこら辺での課題といったものが見えてくるんじゃないかと思うんですが、この辺はどうでしょうか。

〇先 川 議 長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

議員御指摘の年齢構成につきましては、そのとおりでありまして、合併来、平成29年にこの4月に採用を初めて3名をしたということで、13年採用してきていないことへのそうした年齢構成の片寄りがあったということで、先般29年4月1日に採用試験で3名を採用したと。そのときには、議員御指摘のような年齢構成については十分考慮しながら採用決定をしたということでございます。

今後につきましても、先ほど市長も申し上げましたように、今からこういったところの重要性というのは十分理解をしているところでございますので、当然先ほどの消防吏員も一緒ですが、一般行政職と合わせて、定員適正化計画の中で総合的に判断しながら、確保していく必要があり、その確保に当たっては、29年の4月のように年齢構成を考慮しながらということが必要であろうというふうに思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員

それと広島県の市町別高齢化率、これ平成29年1月1日現在で、今の保健師さんの数と、いつも今先ほどもあったように市長が言われるように、じゃあ人口、市の保健師が1人に対して、高齢のカリキュラムの中で、高齢者の65歳以上の受け持つ人数いうたらどうなってるのか、いったところも先ほど2万7,500人を維持していこうと思うたときに、職員のそういう近隣市町の状況もという話もありました中で、ちょっと私なりに、そういう資料からはじいてみたんですが、庄原市が今29年1月1日現在で、人口が3万7,000人、65歳以上が1万5,155人といったデータで41%の高齢化率となっております。高齢化順位が5位と。

ここで、保健師数が26名。ちょっとこれが30年度のデータになってお

りますので、29年度と比較してどうなのかいうこともございますが、これで1人当たりの担当を高齢者の人数で割ると、582.88人になっております。

北広島町、お隣でございますが、1万9,263人に対しまして、7,129名、65歳以上の方、ここが37%。うちと似ております。これで保健師さんが9名、臨時的なものはおられますが、正職員数で割るとこれが792.11人、保健師の1名当たりの数がですね。こういう形になります。

ほいで、隣の三次市さん、これが5万3,995人で、高齢者数が1万8,576 人、これが34.4%。で保健師さんが24名おられます。ここが774.0人と、 1名当たりが受け持つ範疇になるとこうなりますが。

じゃあ私たち、安芸高田市においては、2万9,773人中65歳以上の人口は1万1,263人ということでありまして、これが高齢化率37.8%で、高齢化の順位が8番目ということで、これを単純に今11人ということで計算しますと、1,023.9人といった形になるわけですね。そういう形では安芸高田市の保健師さんいうものはある程度、他市町に比べると、本当にすごく活動しておられるんじゃないかなと思うわけですよ。

で、こういう今の中で、今この段階で、今年齢的なこともお話をさせてもらったんですが、この先を考えるときに、そうしたところも踏まえて職員の課題といったものも見えてくるんじゃないかと思うんですが、そうしたところの分析等はされておるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

基本的な私の考えは、さっき消防と同じように、こがなこまい町で専門職じゃ、電気職じゃいうて、やりよったら、何もできんようになってくるということですね。どっかが犠牲にならにゃいけんわけですから。そうじゃなしに、大事な消防と同じように、大事なことなんで、これをどうしたらできるかという仕組みづくりが要ると思うんで、そのためには今総務部長に提案してるのは、保健師の方々にも一般事務を担ってもらうとかいうことを今検討しております。こういうことができれば、その保健師持ちながら、一般事務のほうの補完もできるんじゃないかということがあるんで、これは総合的に考えていかにゃいけんと。

今、前合併してから、行き当たりばったりでやっとるんですけど、そうじゃなしに、そういうことを考えながら、しっかりやっていきたいと。消防も同じです。大事な専門職でございますんで。ほいじゃあそうかといって、専門職ばっかり、保健師と消防士さん雇うたら今度は行政ができんようになってから、いうことになってくるんで、総合的に考えたらこの安芸高田市バージョンも要るんじゃないかと思ってます。

こういうことで、今総務部長には指示をしているところでございます。 ちょっと具体的には部長のほうから説明してください。よろしくお願い します。 ○先川議長 引き続き答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長

先ほど前重議員さんからもございましたが、北広島町と三次市さんが ふえておられる。と庄原市さんがということがありましたけれども、北 広島町さんと三次市さんにつきましては、30年度からネウボラ、広島版 ネウボラという形で取り組んでおられますので、各この広島版ネウボラ というのは、中学校単位ぐらいに1カ所という形ですので、非常にその 中に保健師さんが必ずいるという形になってきますと、それを取り組む という形になれば、こういう形が必要になってくるのかなと。

現在、安芸高田市の今の保健師の運用でございますけれども、私どもの職員のほうは、できれば、来ていただくよりは出向いて行って、それぞれのハイリスクの妊婦さんであったり、子育ての親御さんであったり、赤ちゃんであったり。広島版ネウボラでいきますと、どちらにしてもおいでいただくという形が多くあります。そうなってくると、来ていただけない方についてのフォローという形で、うちの保健師のほうは必ず来ていただけない方につきましては、お電話なり、御連絡をとらせていただいて、時間があければ訪問していただいて、現状を把握しております。これが安芸高田市での子育てにおける非常に保健師が頑張っている、少なくとも頑張っているという状況がございます。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員

先ほど、市長、部長のほうから答弁いただきまして、まず市長のほう が言われたように、一般事務ということで、答弁いただいたんですが、 やはり保健師という位置づけですよね。やはり保健師さんは、保健師・ 助産師・看護師法といった法律に第2条ですね。これ規定され、保健師 とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて保健指導に 従事することを業とするもの、と明記されていることで、やっぱり位置 づけはそうした法律からなっているということを御理解いただいて、や はりそこに至るまでの経過も大学等でそういう保健師を目指す方々がこ うして市役所にも応募、採用されているような状況だと私は考えるんで すよね。そうすると、やはりこうした方々をやっぱりある程度一般事務 で補えることはなかなか難しいんじゃないか。確かに市長言われるよう に、そうしたとことの兼ね合いもできるところはサポートしていきなが ら、やはり専門職、これから複雑多岐になってまいりますので、部長が 今言われたように出向いて行く。やはり、どんどんどんどん歩いていく。 本当に御苦労いただいとると思います。本当に、少数精鋭の中で先ほど 消防吏員の方々等もやはり話がありましたように、結構本当に厳しい中、 動いていただいとると思いますので、その辺はしっかりと今後検討いた だきまして、やはり必要なところには必要な人数を、配置していただく ような形で、お願いをさせていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2点目といたしまして、高齢化が進む中、保健師の業務、役割も多岐 にわたるが、今後の見直し、方向性について市長に伺います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

先ほどの質問の補足ですけど、要らんというんじゃないんですよ。都 会とか、広島ならできるんですよ。消防士雇え言うても、保健師雇え言 うても。この田舎じゃ難しいと言ってるんですよ。こんなこと。あなた の言うとおりしよったら、一般職雇えんようになるんですよ。人員がふ えたようになりますよ、今度は。どうしてふやしたんかになるでしょ、 今度は。だから、総合的にうちで生きていく仕組みをつくっていかにゃ いかんということですよ。救急車もそうですよ。消防車も今提案制度い うのがありまして、消防車の数が、消防士がおらんのなら、救急車出せ んというんだけど、町によっちゃ消防士が2人でも一般事務が1人ついた ら出せるという仕組みを検討しよるんですよね。金さえありゃあなたの 言うとおりいけるんですけど、いかんということで御理解してください。 だから、この貧乏な町の中が、全部欲張ってやろう思うたら、どうす りゃええんかという課題でございますので、よろしくお願いします。こ れがやらんでもええんなら、あしたからやめたと言うんですけど、やら にゃいけんから困っとるんですよ、これ。だから、こういう知恵をいた だきたいということで御理解してもらいたいと。

皆さん方も消防士さんをふやす言うたら反対せんでしょ。選挙の人情が悪うなるから。そうなんですよね。ふやさにやいけんのじゃが、全体を考えたときには課題がありますよということなんですよ。広島市とか、東京都みたいに、大きな町ならこんなこと問題じゃないんですよ。うちらみたいなこまい人口、2、3万の町はこんなことできんのですよ。国が言うようにさっと正規の人を雇うということができん。ここは理解してもらいたいと思います。

今言ってるのは、これ要らんと言うんじゃないんで、よろしくお願い します。ただ、絶対に要るんだけど、仕組みを考えにやいけんと言っと るわけです。この安芸高田市バージョンも要るんですよ。よろしくお願 いします。

それでは、ただいまの質問にお答えします。

「高齢化が進む中で、役割も多岐にわたる保健師業務の見直しと方向性」についての御質問でございます。

安芸高田市には現在、再任用も含め14名の保健師を配置しております。 しかし、合併以来、採用を行っていなかった影響で、年齢構成に隔たり があったため、平成29年に3名の新規職員を採用いたし、年齢構成の均 一化を図ったところでございます。

また、現在の保健師の業務・役割は、市民の健康推進や高齢者の生活 支援等福祉施策の全般にわたっており、今後もその重要性が見込まれて いるところであります。

そうしたことから、今後につきましては、事業の実施状況や職員定員 適正化計画との整合性を図り、適正な職員配置を行うとともに、年齢構 成等が今後の業務の支障とならないような的確な配置も行い、保健師と しての専門的な業務のみならず、総合的に事務を支える人材の育成に努 めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員

市長が言われることもわかるんですが、他市町もやっぱりその現状の中では、保健師さんの充足って言いましょうか、そうしたところもしっかりとその中では、ある程度やられとる市町もございますので、そこら辺も加味していただきながら、いろいろと大変ではあるんですよね、やはり。うちのところの40%、37.8%といった現在状況を考えると、確かにそうなんですが、やはり要るところにはそういう職員さんはなくてはならないと。おっていただかないと、なかなかやはりこれからの複雑多岐にわたる内容もなかなか解決していかないのじゃないかと思いますので、こういう今市長のお話がありましたように、しっかりと検討はいただいて、確かに一般事務でもそれはできる面はあるんかと思います。今、市長が言われております生活支援員、この辺もどんどんどんどん波及してくれば、いろいろな実態が見えてくるわけなんで、そうしたところを含めて、この保健師さんのほうにつきましては、しっかりと本腰を入れていただいて、消防士さんともども、やはり人数的な位置づけをしっかりと取っていただきたいと思います。

それとあと、市長お伺いするんですが、今若手の職員さんですよね。 今回採用いただいとる先ほどの消防吏員さんもそうですし、今回新しく 入られた職員さんもおられると思うんですが、そういう方々との以前昼 食等をとりながら、幅広い意見交換をしていくんだということも話して おられましたが、今そういう形はやっておられましょうか。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

議員御指摘のとおりで先般ですね、合併後に入った職員、大体100人、80、90人おるんですけど、この職員について、体系的に行政の仕組みをちゃんと教えてあげて、教育しながら、何でうちは人口減対策と言っとるかと。これ校長先生とも話したんですけど、こういうことは非常に好評でした。今後もこれ続けていきたいと思います。できれば、昼食とかもまぜていきたいんですけど、本当言ったら全職員にしたいんですけど、これとりあえず合併後に入られた職員については徹底してそういう教育しました。意外と課の中でわかっとってんないと。市長のことはこっちの本庁はわからんし、こっちも税務課のことわからんいうのがあるんで、議員御指摘のとおりなんで、こういうことは積極的に職員の研修の一環としてやっていきたいと思います。

できれば、もっとこう古い職員にもやっていきたいんですけど、とりあえずは新しく入った職員にこういうことをやりました。2日にわたってやったんですけど、非常に好評だったです。職員も若い人、理解してきてくれます。しっかり説明すればわかってくれます。そのためにはちゃんと人口構成からばっちり体系的にこういう説明せにやいけんということなんで御理解してもらいたいと思います。

もっと拡張していきたいと思うんですけど、これも総務課と相談しながらしっかりやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

6番 前重昌敬君。

○前 重 議 員 そうしたところをしっかりと若い方の意見をお聞きいただければと思います。

最後に、御存じのように、山本五十六と言いまして、太平洋戦争では 連合艦隊の指令長官を務めていただきました方、御存じだろうと思うん ですが、この方の名言御存じですかね、市長。この五十六さんが言って おられることを言わさせていただきまして、終わらさせていただこうと 思います。

まず、1点目が「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめて やらねば、人は動かず。」、2点目「話し合い、耳を傾け、承認し、任 せてやらねば、人は育たず。」、3点目として「やっている、姿を感謝 で見守って、信頼せねば、人は実らず。」

以上で、大筋の質問を終わらせていただきます。

○先川議長 以上で、前重昌敬君の質問を終わります。

この際、14時10分まで休憩といたします。

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 11番、熊高昌三です。どうぞよろしくお願いします。

今回の一般質問もいよいよ最後の質問者となりましたが、先ほど前重 議員のほうから名言のお話もありましたけども、確かに大事な言葉だな と思いまして、改めてしっかりと受けとめさせていただきました。私た ち議員も同様だと思いますので、市長のほうもしっかりと受けとめられ たのかな、という思いで聞いてます。

今回私は、5点について質問を出させていただいております。

まず1点目は、多文化共生推進事業についてということで、5項目についてお伺いするようにしておりますが、先般第2次の安芸高田市多文化共生推進プランが提出されました。第2次ということですから、一定の

取り組みの成果を踏まえながら、新しい時代に向けての取り組みが示されたというふうに受けとめております。

この多文化共生というスタートラインをひも解いてみますと、2006年に小泉内閣のときに骨太方針、こういったときに、これからの国際化の時代で多様なそういった外国の皆さんとも、しっかりと連携しながらつくり上げる社会が必要だろうというふうなことでスタートしておりますが、そこにいち早く視点をもっていかれたのが浜田市長であります。そして、今その時代の真っただ中にあるように思います。

そういった中で、そうは言っても、日本の国内のいろいろ事情の中で 世論が二分するような部分もあると思います。そういった中で今後この 政策を本当にいいものにしていくという思いで、第2次を出されたと思 いますが、そういった点について、中身について確認をさせていただき ながら、意見を交換をさせていただきたいと思います。

まず1番は国の現状と安芸高田市の取り組みの可能性をお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「多文化共生に対する国の現状と安芸高田市の取り組みの可能性」についての御質問でございます。

御承知のように、10年前私は政治マニフェストの中で多文化共生と訴えました。当時は誰も何じゃろうかとか、議会の方もそうですよ。全部相手にされんようなことだったんだけど、先般NHKさんとかね、地方紙とかで取り上げたもんだから、皆さんマスコミの方も皆一気になって何じゃろうかということになったんで、非常に私はありがたいことだと思ってます。このことは。みんなが意識を持たないと、これはよくなっていかないんです。ただ、私はこのことは国際交流と全く違って、いわゆるこれからの、あの当時考えたのは、少子高齢化を踏まえて、安芸高田市の人権を大切にしながら、人材の育成とか、人材確保はどうしたらできるんかという一環として、男女共同参画社会とか人権問題を取り上げたところでございますので、御理解してもらいたいと思います。

ありがとうございます。御質問していただいて感謝しております。

政府は、経済財政運営と、改革の基本方針・骨太方針を先般出されました。我々は第1次プランを既に立ってもう実施しておりましたけど、第2次プランにおいてはこれが間に合いましたので、これも参考にしながら、2次プランを作成したところでございます。第一次プランでは、まず皆さん方にわかりやすいように、安芸高田市におる外国人の方々のいわゆる宗教とか、それから生活様式とか、食とかを理解してあげながら、なじみをよくしようじゃないかというようなことでございました。運動会とかなんかの食を共有したり、こういうことを主にやりました。それから向こうのパーティとか集まって仲よくしようじゃないかという

ような基礎的なことをやったと思います。第2次においては、今度はこれをさらに進めて、ほいじゃ安芸高田市に住んでもらうためには、どういう要件が必要なんかと。子どもを連れてこられたら、子育ての要件を教育委員会でできんじゃろうかとか、いうことまでしていきたいと思ってます。

こういうことを考えておりますんで、よろしくお願いしたいと思います。

政府は経済財政運営と改革の基本方針・骨太の方針を出されました。 6月15日だったと思います。その案には、実習生に5年の就労延長を認め る新資格を創設し、最長で10年の就労を可能とすることや、出入国管理 改正法案を提出し、来年からの導入も目指すと発表されました。

さらに、新資格を得た人が、日本語や専門分野の試験に合格すれば、 在留期限の上限を撤廃し、家族の同伴も認めるという考えも挙げられま した。

本市では、以前から少子高齢化・人口減対策の課題を踏まえ、外国人市民、日本人市民が互いに認め合い、支え合うまちづくりを目指し、各種施策を実施してまいったところでございます。1次プランをもとに、第2次プランを策定し、多様な市民による持続可能なまちづくりを理念に、少子高齢化を解決するための施策として、安全・安心、そして移住・定住をしたくなる市を目指し、今後においても各種施策を確実に実施いたし、定住または安芸高田市の就労につなげていくように努力してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 国の政策と、安芸高田市の政策の一番難しいところは、やはり政府の移住政策、そういったものがきちっと定住につながっていくような仕組みじゃ、まだないんですね。そこのところが、安芸高田市が取り組んできたことは本当は方向性としては間違いじゃないけれども、そこに大きなハードルがあるということですね。そこのところを市長改めて、国の政策と安芸高田市の政策のすり合わせをどんなふうにしているのか。この辺についてお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 この御指摘のとおりで、国の施策は絶対じゃないんで、逆に言や、我 が町が国の先駆者でございまして、それを見据えながら、協調できることは一緒にしていくということで御理解してもらいたいと思います。国 のとおりやるというのは、毛頭考えておりません。いいことはいいと言っときます。

ただ、国が一番困るのは、日本国の法律において、例えば外国人が日本に住むときに、例えばいわゆる定住とか就労に対して非常に厳しいことなんですよ。韓国の条例では、ちゃんと外国人がちゃんと定住したら、

ちゃんと正社員にしましょうとか。それからもしくは移民を希望したら、移民を促進してあげましょうとかというのが、うちよりか2歩も3歩も行っとるんですよ、国よりか。国がまだ何やっとるか言うたら、安倍内閣はまだちょっと目先横の変え方やっとるんですよ。例えば3年しかおれんのだけど、いわゆる就労とか職業のいわゆる技術を学ぶんだったら5年でええとか、こういうようなことをやってるんで、これでは到底まだ間に合わんと思います。これから私は安倍さんのほうには、このことをしっかり訴えていこうと思っています。だから、この分の骨太の方針出されたけど、もともとそういうところ抜けてますんで、抜本的には日本の法律が非常におくれとるということが原点の課題でございます。

ここの課題を片づけん限り、いわゆる外国の人は、日本で飯を食えん ということです。これは御理解してもらいたいと思います。そういう認 識しております。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 浜田市長としては、本当に隔靴掻痒のような思いだと思いますね。 2006年にそういう方針が出されて、2008年ですかね。ブラジルの移民の 方が2世の方は定住できる、移住できるというふうになって、100人に満

> たないものが1年で2万人移住するような形になったと。移住というか、 こちらに来られるということになりましたから。

そういうことがまた新たに来るんだろうと思いますけども、そういったところまでどう踏ん張っていくかというのも安芸高田市の課題だと思います。全体に協議を、意見交換をする場もあろうと思いますんで、まず1番のところはそこで置きまして、2番の取り組みの実績と現状についてを改めてお伺いしたいと思います。

〇先 川 議 長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「取り組みの実績と現状」ということです。

これ私が過去担当課のほうへ指示して一番困ったのは、これを指針してくる組織がないということですよ。県庁にもございません。厚生労働省にもないと。ない中で手探りでうちの市民課の方はやってくれました。これは深く感謝をしております。ただ、このことは国や私は総理大臣じゃないんで、できることからやろうというのをやってますんで、ちょっとなかなか100点じゃないところもございますけど、ここは理解してもらいたいと思います。

非常に職員ですね、ほかの事業は全部、税務課にしても、何にしても 国とか県に指導者があってない、うちの職員は行っても相手にすること はないんですよ、これだけ。多文化共生課があるのは安芸高田市だけし かないんだから。

ただ、このたびそういうような形でいろんな人がマスコミは注目して

くれるということは、近いうちにこういう組織づくりは県、国においてもできてくると。そうなったらまた財政的支援も受けれる体制ができると思いますんで、それは楽しみにしているところでございます。

現在の取り組みを説明いたします。

平成23年度に多文化共生推進員、翻訳員・通訳員の体制を整えて、ポルトガル語、英語、中国語に対応し、相談体制を強化したところでございます。これにより、本市の外国人住民の生活課題に寄り添い、各種相談に応じ、その結果外国人市民の方の持ち家の取得は、現在14戸となったところでございます。

これは、取得前からの相談、取得の手続、取得後の支援、そのための 税の申告にかかわる支援を含め、総合的なサポートが大きく影響したも のと思っております。

続きまして、第2次プランに掲載をしております「外国国籍の方と共生すると、よいことがありますか。」等の質問に対して、平成22年のアンケートでは、おおむね20%アップしております。いうことがあると解釈されております。

これも、地道な第1次プランにおいて多文化への行政の努力のおかげと理解をしております。地道な異文化の理解を深める各種啓発や、各地域を含めた交流事業など、各種施策の成果だと考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 おっしゃるように大きな成果も形として出てきておりますね。担当の 職員さんが非常にそういったきめ細かい取り組みをされるということ。 やはり最後は人だなという思いもして見ております。

一方、定住者、先ほど申し上げたように、定住できる権利がありながら、安芸高田市から都市部へ移住するという形も実態としてはあるというふうに、ちょうど中国新聞に詳しく書いてありましたんで、皆様もごらんになったと思いますが。そういった課題をどのように克服するかというのも、また新たな課題だと思うんですね。ですから、総合的な環境をつくることで、そういった都市部への流出を防ぐということも大事だろうと思いますが、そういった現実をどのように受けとめておられますか。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 この課題はですね、やっぱり大事なことなんですけど、安芸高田市は 全国へ先駆けてうちしかしよらんわけですから、初歩の段階ですから、 やっぱりこのことは地道な方策を皆さんと共有してかにやいけんと。そ のためには外国の方々に、うちのいいところを文化とかをちゃんと理解 してもらわにやいけんと思います。そのことによって、ある程度安芸高 田市への定着率も高くなるんだと思ってます。 今職員にですね、安芸高田市をちゃんとうまく示すようなパンフレットもないんですよ、これ今。つくれと言ってるんですよ。合併してから寄せ集めなんで、このこともしっかりつくりながら、こういうことを外国語、先般質問にもございましたように、日本語だけじゃなしに、外国語の翻訳も要ると思いますけど、こういう地道な活動がよそへ、うちへ定着を、定住に目を向けてもらう一つの施策の展開と思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 一番大事な要素だと思うんですね。やはり都市部に流出した100名の皆さんが、どういった思いで流出されたか。あるいは逆にこちらにさっき市長がおっしゃったように住宅の政策がうまくいって、定住をしていただいたという方もいらっしゃるんですね。

そこらをもっともっと突き詰めていって、具体的に課題解決に向かっていくということが非常に大事だと思うんですね。その辺はもう少し深く掘り下げて、具体的に出られた方の状況をきちっと把握をして、さらにこちらに来ていただくようなことも含めて、そこの部分の具体策が私は必要だと思うんですね。そこのところをもうひと踏ん張り頑張っていただきたいということをもう一遍お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 頑張るということは、月並みな言葉ですけど、そりゃ頑張っていかにゃいけんと思います。ただ、これ今まで国、県の支援がない上に、100点ばっかり求めてもいけないんで、こういう60点からスタートしていきたいと。おっしゃるように、そういう問題意識を国とか関係機関とか、大使館とかぶつけて、どういうことがいいかというのは、これからもしっかり勉強していきたいと思います。

これ、広島県で初めてのことなんで、その100点を余り求めてもしょうがないんで、まあやってるということを理解と評価をしてもらいたいと思います。よろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 だから取り組みの実績と現状ということでお伺いして、現実的にはそういう課題もある。しかしその課題をクリアすれば、定住人口もふえていくという可能性があるということなんですね。だからその部分を具体的にどうするかということで、これまでの取り組みがさらに生きてくるという意味で、もうひと踏ん張りのどこの部分をどうすればいいのかというのを職員の皆さんと具体的に取り組みをしていただきたい。進めていただきたいということを改めて要望をしておきます。

3番に入りますが、多文化共生と国際交流事業の関係性についてということですが、上の2番はどちらかというと、外国人の皆さんを労働者

としてみなした状況なんですね。皆さんがいかに住みよい形で安芸高田市で暮らしていただけるかということの取り組みをしてこられたんですね。ただ、ここには限界が今のところではあるんですね。低賃金の労働力としての見方しかないという部分もかなりありますから、そこは安芸高田市だけの力じゃどうにもならんというところもあろうと思いますが、そこの部分も含めて、企業の皆さんとも含めて、どうやってその辺のことを改めていくか。あるいは経済対策として取り組んでいくかということもポイントになってくると思うんですね。その部分を多文化共生で安芸高田市は、安芸高田市で暮らされる外国の皆さんが少しでも暮らしやすい状況をつくってきたということで、その2つはどうしてもセットになってこれまできたんですね。

ここで国際交流ということを申し上げましたが、インバウンドという外国の皆さんの交流人口、そういったものもふえてきて、きょうも民泊のことも話がありましたが、そういう皆さんというのは、観光事業というふうに捉えるのか、交流事業と捉えるのか。いろいろな目的によってあろうと思いますけども、そういった在留外国人と訪日の外国人の皆さん、こういった皆さんをどのように受け入れていくかによって、安芸高田市の評価も変わってくると思うんですね。その中でこれまでも国際交流という形、これ教育長にも答弁いただきたいと思いますけども。1987年にジェットというんですかね、JET、外国語指導助手、こういった制度ができて、国際交流員とかスポーツ国際交流員とかそういった制度ができて、30年近くなってきておりますが、そういったものをやはり生かすということも国際交流でもあるし、多文化共生でもあるし、そういった皆さんが仕事をしながら定住するということも、一つの方向として大きな国際交流の中で生まれる部分だと思うんですね。この辺を市長並びに教育長はどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答:

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

ただいまの御質問にお答えします。

「多文化共生と国際交流事業の関係性」についての御質問でございます。

多文化共生とは、国籍や民族の異なる人が互いの文化的違いを認め合い、対等的な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに 生きていくということで捉えております。

国際交流は、一般的に市民が行うさまざまな国の文化に触れることを目的に行う、体験交流を意味すると捉えております。私はこれ多文化共生というのは、私の政治的な夢の言葉でございますけど、私の定義は、多文化共生と今の国際交流はちょっと違うんだと。ただ、国際交流と関連がございますよ。国際の人扱うわけだから。言葉とかあるんで、こういうことは大事にしながら、国際交流いうたら、観光の一環としての捉え方をしとるわけですね。ニュージーランドの交流と多文化は違うんだ

と基本的には思ってます。

ただ、このことは多文化と関係ないとは思ってません。だけど基本的には、このことは違うように考えてもらわんと、私の定義からはちょっと外れてくると思いますんで、御理解してもらいたいと思います。

国際交流を通じて、国際感覚の育成、多角的・多面的な価値観の育成、 人権感覚の育成などのさまざまな人間形成を目的に実施されるのが国際 交流でございます。

この2つの事業は、まちづくりの視点で捉えると、多文化共生も国際 交流も、価値観や文化的背景の違う者同士、互いに尊重し合い、理解す るということでございます。そうすることが、お互いの人権を守ろうと する人の意思であり、その意思によって、より住みよい町につながって いくと思っております。

私、これこの施策として取り上げたのは、将来の少子化を考えて、誰がこの安芸高田市を守るんじゃろうかと。言うたのは、まず1点は「もやい」を考えたんですよ。みんなで協力しようじゃないかと。多文化共生社会と言ってます。これ私の言葉ですけど、こう言ってます。その次は、女性の方の社会進出を考えました。これ助けてください。その次に考えたのが、こんなことじゃどがもならんでと、外国の方の援助が要るよということです。ほいで、今現在日本に来ておられて、そういう支援の就労の援助をしてる方いうのはね、650人ぐらいおられますけど、ほとんどアメリカとかフランスとかドイツとかじゃございません。ブラジル系とか韓国とか中国とかミャンマーとか、それからブラジルとか、そういう国の方々が協力していただいています。まずは、そういう人の方々にうちで必修の課題である、この課題をその、こうしてくださいと。助けてくださいということで、この多文化をやってます。

ただ、決してこれは国際交流と関係ないというんじゃなしに、あるんだけど、うちの大きな狙いというのは、先にあったということです。今後私は政策変換で、国際交流とごちゃごちゃにするかもわかりませんけど、現在のところはそれは考えとらんということです。ただ、国際交流も大事だから大事にしていきたいと思うんです、これは、ちゃんと。ニュージーランドと。ただ、来てる人は非常にそういうことじゃないと。この間工業会来られてから、我々も将来的には困るんだと。工場が成り立たんと。どうしてかと聞いたら、人がおらんと、日本人が。そうすると誰が助けてくれるか言うたら、やっぱり中国人とかべトナム人とかいう人が助けてくれます。助けやすいように、我々もその人らが感情的にちゃんと日本を見てもらえるような仕組みづくりを考えたのが多文化でございます。決して国際交流事業がだめじゃというんじゃなしに、ちょっと本来の意味は安芸高田市のより少子化を助けるということで発想したことでございます。

今度ですね、考え方によっては、まだ国がどう言うてくるかわかりませんけど、国際交流と一緒のこと言うてくるかわかりませんが、今のと

ころ私の考えはそういうことでございますので、よろしくお願いします。 教育委員会には指示してません、このことは全然。教育基本法にもないでしょ、全然。こういう多文化のことは、日本国にないんですから。 だから、教育長も多分答えにくいと思うんですけど、教育長にしてみれば、国際、外国のつき合いがこの多文化ということを事業をちゃんと援助するんじゃっていうことはわかってくれてますんで、外国と仲よくという点では理解をしてもらいたいと思います。現在では、そういう考えでおります。今後については、また私も、今のところはそういう考えですけど、国の動向見ながら、これからも次は考えていきたいと、かように思いますんで、よろしくお願いします。

○先川議長

引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの「多文化共生と国際交流事業の関係性」についての御質問にお答えをいたします。

現在、教育委員会で実施しています国際交流事業は、議員御承知いただいておりますように、安芸高田市青少年海外派遣事業とダーフィールドハイスクール及びセルウィン町訪問団受け入れ事業でございます。

ニュージーランドのセルウィン町にありますダーフィールドハイスクールと高宮中学校の姉妹提携、及びセルウィン町と安芸高田市の姉妹都市提携をもとに、訪問または受け入れを行う事業で、現在安芸高田市からの派遣は中学生20名を対象としています。

短期間の訪問ではありますが、中学生がニュージーランド国での生活体験を通して、異文化に触れることは諸外国の国々やそこに住む人々、さらには日本や安芸高田市で暮らしておられる外国人の方々を理解する大きなきっかけとなっていると受けとめています。またこうした体験は、将来グローバル化する社会において、活躍する人間に育つきっかけにもなると考えています。

一方、本市が目指す多文化共生は、先ほど市長も答弁しましたが、市 を維持する仕組みとして市長が取り組む独自の政策であり、外国人の 方々が同じ市民、同じ地域の構成員として対等の関係を築きながら、社 会参加を促す仕組みづくりを目指すものと捉えています。

こうしたことから、現段階では、直接的な関係は構築していませんが、 今後におきまして、関係性等含め、検討する必要性が生じましたら、前 向きに検討したいと思います。

なお、先ほど議員御指摘のジェット、いわゆる外国語指導助手でございますが、これは国の総務省が始めた事業でございますが、現在安芸高田市におきましては、この事業は民間を活用した形でいわゆる外国語指導助手ということで採用し、市内の小中学校に出向いて、いわゆるネイティブ、生な英語に触れるということで、小中学生の指導を中心に、指導に当たっていただいている状況にございます。

御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 関連しますんで4番でいろいろとその部分の議論をしたいと思います けれども。

いわゆる冒頭から申し上げてるように、多文化共生の一つの大きな目的は、労働力の確保ということですね。それで定住してもらうということにもつながってきたという実績もあるということですから、そこのところをさらに広げていく、あるいは国の政策、あるいは社会の流れの中で、安芸高田市が今後どのように展開していくかということに、大きくつながっていくということですね。

単に国際交流はニュージーランド等の派遣事業という捉え方ではないんだということを私は申し上げたいと思うんですね。今外国語指導助手は民間に委託をしておるということですが、以前の交流式のその外国語の指導員、指導助手は、地域に根差して人との交流が非常に密度が高いんですね。何年か一度に来たりとか、あるいは人によっては定住をして、そこで仕事としてそれをするとか、いう形もありますよね。ですから多文化共生をもっとそういう国際交流というイメージから脱却をして、いろいろつながりをつくっていくということが、この今後の時代には必要じゃないかということなんですね。

そういった意味で、4番の安芸高田市に適応する多文化社会、国際交流事業の人的交流を通して、通年の産業、教育、文化等の人的資源の交流を広げていける可能性はないかお伺いします。

例えば、いろいろ今回の質問等の議論にもありましたように、農家民 泊とか、そういったものは外国の人が非常に喜ぶということなんですね。 そういった皆さんが気に入れば定住につながるということなんですね。 それは多文化共生の延長線上というか、むしろ包括的に考えたらそこの 部分がしっかりと取り組んでいければ、確実に何人かの定住者につなが っていくということなんですよね。そういった視点はありませんかとい うことですよね。改めて、そういった視点でお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「安芸高田市に適応する多文化社会として、国際交流事業の人的交流 を通して、通年の産業、教育、文化等の人的資源の交流を広げていける 可能性」についての御質問であります。

国際交流事業の人的交流も本市の多文化共生につながる仕組みの一つであると、広義に考えたら一つと思います。2次プランの策定の中に、外国からの高校留学受け入れ促進の事業がございます。これは、国際交流事業にも関係し、具体的な取り組みとしては、市内の高校と連携して、留学生の受け入れを行い、将来的に外国人とのかけ橋となる人材育成を目的とするものであります。

卒業後は、本市と母国とのパイプ役を担い、人材確保の糸口となる仕組みづくりや、留学生の出身国との交流を図っていく考えでございます。その結果、定住または定住ができなくても教育、文化、産業の振興に結びつくようになればと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〇先 川 議 長

以上で答弁を終わります。

引き続き、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの熊高議員の御質問にお答えをさせていただく前に、先ほどのいわゆる英語助手の件でございますが、教育委員会としては、決して後退をした形での民間業者への委託というふうに考えておりません。

ここ最近の総務省が実施するいわゆるジェットについて、詳細を把握しておりませんが、以前はちょっと言葉には問題があるかもわかりませんが、来てみてくれないと、どうなるかわからないという状況がこの事業でございました。たまたま、旧高宮町におきましては、いわゆるニュージーランド国との交流がございましたから、ニュージーランド国からの派遣ということで、今のような混乱はなかったんだというふうに把握をしておりますが、他の旧高田郡と言いますか、安芸高田市以外も含めて、その本人が来てくれないと、どこまで効果を上げられるかどうかわからないというようなことがありましたので、よりそのあたりが業者が責任が持てる形で民間のほうへ委託したということでございますので、御理解をいただければと思います。

もちろん、安芸高田市に宿を取って、安芸高田市と交流してくれる助 手も今日でもおるのが現状でございます。

それでは、先ほどの議員の御質問にお答えをしたいと思います。

少し視点はずれるかと思いますが、多文化共生本来の趣旨とは少し意味合いは異なりますが、教育や文化面について申しますと、昨年度、安芸高田市文化芸術振興計画を策定いたしました。その策定する実態調査の中で、郷土芸能や伝統芸能を含め、文化活動の後継者不足が深刻な問題であるとの意見が出されました。

こうした意見を踏まえますと、今後市内各地で地域で伝承していただいております伝統芸能などに、市内在住の外国人市民の皆さんの参加が実現すれば、これらの課題の打開策にもつながっていくとも考えております。

実際、近年の各町の文化祭に、舞台芸能へのダンス等での参加、また 展示の部に、手芸作品の出品等で御協力をいただくなど、国際色豊かな 面も見られるようになってきています。こう考えますと、今後、文化・ 芸術の振興を推進する上で、外国人市民の皆さんと人的交流を広げてい ける可能性はあると考えています。

このことは市長が政策として掲げます同じ地域の構成員として定着していただき、やがては移住・定住につながるということも期待できると

いうふうに考えております。教育委員会としましては、このあたりからのアタックと言いますか、検討というのは可能性としては十分考えていけるんではないかなというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

これから大きな視点になってくると私は思って、今回定義させていただいたんですけども、大分県あたりでは、外国の方を、特に東南アジアの皆さんを、アジアの方を招いた大学とかできてますよね。APUですかね。そこらができた背景には、やはり低賃金で単純労働で、という仕組みというのを変えていかないとだめだと。でないと定住につながらないということを目的にそういうことをされたんですね。

ですから、安芸高田市も多文化共生の一定の基盤ができたわけですから、これ以上のものはないわけですね。そこで浜田市長がつくられてきたのをさらに進化させて、安芸高田市バージョンにするというようなことは可能だと思うんですね。これまでのつくってこられた基盤があるからこそできるということがあるんだと思うんですね。

だから、そういった意味で言えば、長野県で4、50年前に書かれた沈 黙の春という農薬の問題を定義されたレイチェル・カーソンという作家 がいらっしゃいますけども、その方に近いような、その地域で無農薬を 使っていいものを有機栽培するというのは、そういう日本のレイチェ ル・カーソンじゃないかというふうな人が、外国から来て起業されてる んですね。

ですから、浜田市長もいろいろおっしゃってた農業とか、そういった ものを含めて、起業するような仕組みをつくっていくという。そういっ たこともできると思うんですね。あるいは、ここにも書いてありますよ うに、海外の人を地域おこし協力隊にできないかということもあるんで すね。安芸高田市だからこそできそうな部分もあるんだと思うんですね。 それを地域おこし協力隊として、今の語学の支援員に雇用するとか、そ ういったことで定住につながっていくという、そういった私は気がして おりますので、そういった面で、もう少し視点を広く持たないと、今後 の日本の中の変化も含めて、市長は先取りされる方なんで、そういった 視点が必ず出てくると思うんですね。そういった視点をしっかり持たれ て、これまでの成果をより世界に発信できるような、この間SDGSで すかね。こういったものがまさに今間われとる時代ですから、やはり低 賃金で雇用して、その対策的なことじゃなしに、そういった広い人間関 係をつくる国際交流、文化交流、人的交流というのを視野に入れていた だければ、浜田市長の政策がより進化したものになると私は確信をして、 そういった提案をさせていただいておりますので、その点に対して、市 長並びに教育長にお考えをお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 貴重な御提言ありがとうございます。全くそのとおりなんで、私今感 じとるのは、非常に今まで国、県に対する分と、このたびのNHKさん とかいろんなこの指針が出たことによって、態度が違ってきました。そ うすると、うち貧乏人にとっちゃ財政的な支援はできるんかとかいうよ うな議論はできますんで、議員御指摘のように、今後どういうことを、 具体的にどういうことをしたら、支援も受けられるんかというステップ にはなったと思いますので、こういうことを今度は重視していきたいと。 また具体的に、これやるというのは、これからも模索していきますけど、 こういう見地で、国、県が聞く耳をもってき出したということなんで、 御理解してもらいたいと思います。早速ですね、交渉に行きたいと思い ます。

> 今まで県にこれ言っても、国際交流と間違うとってんですよ。国に言 っても厚生省じゃないと言うんですよ。だから、国あたりが意識をし出 したということは大きな手応えでございますので、議員御指摘のように、 今後ここまでやってきたんだから、次のステップは何かということが大 事なことなんで、しっかりこういうのも挑戦していきたいと思います。 ありがとうございます。

引き続き、答弁を求めます。 ○先川議長

教育長 永井初男君。

ただいまの熊高議員の御質問にお答えをいたします。 ○永井教育長

> 教育委員会としましては、基本的には先ほどから市長が申しておりま すように、教育委員会のほうは当面、国際交流事業に全力を挙げるよう にということの指示をいただいておるところでございます。しかし、今 日議員も御承知のように、国際化と言いますか、グローバル化はどんど ん進んでおります。県におきましても、異文化間共同体験の推進という ことを打ち出しております。

> 新しい学習指導要領の中では、小学校も正式に、外国語から英語の授 業を実施するということに変わってきます。あわせてこれからの社会で 活躍するベースというのは、いわゆる一つにはグローバルマインドとい うふうに言われますが、多様性を受け入れて、自信を持って異なる文化 や価値観を持つ人たちと積極的にかかわっていく。そういう人たちを求 められているということでございます。

> そういう意味では、当然教育委員会、小学校中学校の教育におきまし ても、今以上の重要性、必要性というのは当然出てこようと思いますの で市長の政策をしつかり踏まえながら、今実施しておる国際交流事業と のかかわりの中で、積極的に整理をしながら、取り組みのほうを進めて いきたいというふうに考えておるところでございます。

以上で、答弁を終わります。 〇先 川 議 長

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 久しぶりに市長さんと波長が合ったような気がして、喜んでおります ので、ぜひとも頑張っていただきたいと思います。

教育長も教育の立場では、いろいろまだまだこれからだと思いますが、 私は人は教育でないと育たんと思ってますから、そういったグローバル 化するICTの話も出ましたが、そういったことを考えるとすれば、そ このところをしっかり受けとめるという必要があろうと思いますので、 これも一つよろしくお願いしたいと思います。

5番目の市民の皆さんへの理解と周知をどのように図っていけるのか伺います、ということですが、先ほども市長のほうから答弁の一部に20%近くアンケートでは認知が上がったということで、やはり安芸高田市の認知は上がったんだけども、この間NHKに出たら批難ごうごうのメールが来たというようなこともありますので、やはりそういったことをどんなふうに、市民はもちろんですが対外的にどう周知していくかということも含めてお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

今、多文化共生というのは、先ほど御指摘のように、暗中模索の状況なんですね。指導者がおらんもんだから、補助金はもろうちゃいけんのじゃがやってるいうことないんでね。今度は、これがちょっと違うてくると思うんですよ。これやるから、向こうは国がやる以上は、ちょっと理論武装してくるでしょ。うちはそういうことがあるんで、今言われとるんが、吉田病院が5年後にはもう人がおらんでつぶれる言うてんですよ。安芸高田市の農業もだめになるとこう言うて、農業者がおらんと。ここらのところを何とか踏みとどまってもらえるようにいかんじゃろうかと、そのためにはもっと我々も県だけじゃなしに、外務省とか、外国も相手にした施策の展開も要るかもわからんですよ、これ。これ、大きな課題でございますので、頑張ってみたいと思いますので、どうかよろしく。

課題が大き過ぎちゃって、道路仮につけたけえ、道路つくれいう話じゃないんで、よろしくお願いしたいと思います。

ほいじゃ、周知の方法について御説明します。

多文化共生推進のため、まずは2次プランについての市民への皆様への周知を図っていきたいと思います。概要版の各戸配布、ホームページへの掲載、市内各事業所、公共施設への概要版、本プランの配布や設置を行っていきたいと思います。

外国人市民には、多言語による概要版を作成し、市役所、公共施設への設置、安芸高田市国際交流協会を通じての配布を行っていきたいと思います。また、広報誌の活用、講座・講演会・交流事業等を通じた多文化共生の理解を深めてまいりたいと思っています。

多文化共生の視点を持つことは、多様性に重んじること、そのことが お互いの1人の人間として、お互いを尊重し、理解し、人権を守ろうと することであります。本市のまちづくりの基礎となると考えております。 当たり前のことをこうして言いましたけど、一番やらにゃいけんのは、 職員の研修からやっていかにやいけんと思いますよ。先ほど、若い職員 したって言いますけど、意外と多文化共生を知らないんですよ、これが、 意外と。職員自体が。職員が知らんいうことは、市民も知らん、家族も 知らんということになってくるんで、その手短なところも、しっかり周 知を図っていきたいと思っております。

理解をされるのは、やっぱり工業会の方々いうのはもう自分のところの人材で困っとる言うてじゃけえ、目の玉が違うんです。聞く。ほいで後の人は、何じゃろうかこれ、関係ないというような感じになるんで、こういうことは非常に的を射た話なんで、議会の議員の皆様方もしっかりと一緒に勉強しながら、市民の啓発を手伝ってもらいたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 一定の方向性が、流れができておりますので、そこをしっかりおろそかにしないように取り組んでいただきたいというふうに思います。とりわけ、SDGSですか。このあたりを表にしっかり出していけば、評価も全く違ってくると思いますし、理解もしやすいんだというふうに思い

ますので、そこらをしっかり踏まえた取り組みを要望しておきます。

次に2番の旧三江線鉄道資産についてをお伺いします。 先般、三次市のほうがそういう協議会を開いたということで、情報を いただきましたが、安芸高田市の状況というのはどのようにされておる のか、まず1番として広島県及び関係自治体との連携についてをお伺い

したいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市長浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「広島県及び関係自治体との連携」についての御質問であります。

三江線の廃止に伴い、これまで代替バス運行計画等を定める地元協議会、三江線沿線地域を面的に再編するための計画を策定する法定協議会などにより、それぞれの計画をもとに、4月1日から代替交通の運行を開始したところでございます。

沿線各市町の資産の取り扱いにつきましては、その状況に相違がありますが、網形成計画及び、再編実施計画の策定の主体であります法定協議会を継続して設置し、持続可能性を高めるための利用促進に取り組むこと、また、地域振興の観点から、資産の活用の可能性については、地元の意向を踏まえながら、引き続き県と市町が連携して検討することとしております。

また、両県並びに6町で構成いたします三江線代替交通確保・維持協議会を設置いたし、地域交通に対する広域的な連携や沿線自治体が連携した広域的な地域活性化施策等に取り組んでいくこととしておりますので、御理解を賜るようお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 市長さらっと答えていただきましたが、島根県とも非常に密接な関係があるんですね。当然高宮側を通って、三次の作木町へつながるという。そしてまた島根に出ていって、また三次市につながるというような複雑な関係がありますので、そこらを含めて、やはりどのようにするかという一定の方向が、島根も含めて三次、安芸高田市、以前廃止になるときの協議会、これもまだ生きておりますから、そこらでどんなふうにするのかというのを具体的に今話をされておるのかどうかということを、まず改めてお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

三江線の協議会は、具体的にはその方向でついておりません。ただ、 三次あたりが三江線の使い方について、地元の協議をして、その協議を 聞くというスタンスを取ってますんで、うちのほうもやっぱり我々に思 いつかんことがあるかもわからん。そりゃ。中で、いろんな協議聞きな がら、実現可能なものであれば取り上げていきたいと。またこの中で、 例えば三次とか江津とか連携とるもんであれば一緒にやっていきたいと いう考えでございますので、御理解してもらいたいと思います。

聞く耳を持たんというんじゃなしに、ちゃんと聞く耳は持っていこうということでございます。ただ、そのことがむちゃくちゃじゃなしに、なるほど、これやってみようかというようなもんでないと困るんだけど、この意見を言わしてもらいますけど、沿線の住民の大事な三江線でございますんで、いろんな思いをこれからも聞いていくことは大事と思ってますんで、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 市長のおっしゃるとおりだと思いますんで、今後の進め方というのは 慎重にならざるを得んという自治体の立場はあると思います。

そういった面も含めて、とりあえず三次市は、三次市旧三江線鉄道資産検討委員会を設置したということが事実がありますので、安芸高田市は何もないんかいなというふうないろんな方からの御意見もありますので、早急に地域の皆さんとも話し合える場をつくっていただきたい。三次の場合はとりわけ具体的なその三江線を実際使った計画を持っておられる皆さんはメンバーに入っておられませんけども、そういったことを三次市も非常に危惧をしながら、その会をもってきたんだと思いますんで、まずはそういった動きをつくっていただきたいということを改めてお伺いしていきます。

さらに、次のことに入りますが、そのお答えいただく流れで、2番の JR西日本の提示する資産譲渡を受けた場合の維持管理費等の経費の詳 細についてお伺いしますということですが、三次市あたりはこれがもう 既に出ておりますので、そういったことも含めて、1番とも関連してきますが御答弁いただきたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

「JR西日本が提示した資産譲渡を受けた場合の維持管理費等の経費の詳細」についての御質問であります。

これまで、JRが示す資産譲渡の条件につきましては、全員協議会に おいて、御説明をさせていただいているところでございます。

議員御質問の鉄道資産につきましては、これまでJR側より一定の条件のもと、資産譲渡の打診があった中、本市は代替交通の運行に必要な資産として、式敷駅敷地並びに、船佐駅敷地の譲渡を受けたところでございます。また、敷地内にございます建物の撤去費相当分を支援金として206万2,000円を受領したところであります。御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 1番の関係で御答弁をということもありましたが、今後どのようにそ ういう具体的な取り組みをする場をつくるかということを改めて確認を したいと思います。

> そういったことは2番にもつながってくるというのは、具体的な利用 方法が出ないと、資産の算定というのが難しいというのがJRあるんだ と思うんですが、そのためにもしっかりとした議論の場をまず持つとい うことができないと、その資産価値のJRからの提示もないということ ですね。そういったことも含めて、既に3番に入ったような形にもなり ますけども、やはり全てがつながっていくという形をどうやってつくっ ていくんか、というのを改めてお伺いしたいと思うんですね。代替交通 についてもちょっと話がありましたが、代替交通の県道路線そのものを まだまだ除雪の対策がこの間の除雪機を買うということで、できました けども、道路の現状というのはまだまだ厳しい状況があります。

> こういったことも含めて、代替交通が終わってからも全て終わったという感じを市民が受けていらっしゃる方もいらっしゃるんで、逆に言うたら、作木のように立派な各駅ごとの建物つくらんでもええんじゃないか。途中で乗られるんだし、要所要所だけよくすればいいんじゃないかというような意見もあるんです、逆に言うたら。

だから、そういったことを聞きながら、無駄のない投資をするという ことも含めて必要だと思いますが、1、2、3、総括的なことになります けども、お答え願いたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 先ほど私はお答えしたと思うんですけど、まずは住民の意向を聞く、

振興会を通じてかわかりませんけど、聞く場をつくってみたいと思います。その中身の内容によっては、我々が関与できるものかどうかということも加味しながら、次のステップに行きたいと思っています。

場合によっては、敷地の利用方法もあるかもわからんです、それは。何があるかわからん。ただ、このことはまずは住民の皆さん方の意見を聞きながら、代替交通つくっただけで終わりというんじゃなしに、ちゃんと意見を聞いて、次のステップにしていきたいと。結果的に何もないかもわからんし、あるかもわからんし。ただ、そのことをしっかり行政として確かめながら、次のステップに行きたいと、かように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 具体的にいつぐらいまでに、どのような形で進めていかれるかという のを、改めてちょっと詰めをしておきたいんですけども。時間ばっかし たってしまうんで、1、2カ月の間にはするんだというようなことを振興 会等、あるいは地元の皆さんと調整できるんかどうか。そこらもぼちぼ ち時間がきたんじゃないかなという気がしますんで、市長のほうから具 体的な日程と言いますか、そういった詰めをちょっとしておきたいと思いますんで、お答え願いたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 多分、地域振興会の代表の方と話するようになると思うんですけど、 具体的にいつごろ会議やって、どうするかというのはできるだけ早い時 期に、と言わせてください。何月何日いうても相手がおりますんで、早 い時期にと、この議会が終わりましたら、すぐに調整していきたいと思 いますんで、どうかよろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 できれば7月中には遅くともやっていただきたいというふうなことを 希望しておきますし、具体的ないろんな計画もいろんな方から出てきて おりますが、本当に具体的に出てきておりますし、資産が残っていれば お金を出してくれということじゃなしに、自分たちでファンドでも集め て何かをやりたい。地域活性化のためにやりたいということなんで、市長もきのうもおっしゃったと思うんですが、こういった厳しい財政状況 の市だからこそ、道の駅をつくったり、田んぼアートをやったり、どうにかこうにか人集めをして活性化するんだということですから、せっかくこういう資産が目の前にあるわけですから、これをどう生かすかという議論をして、可能なものはしっかりやる、不可能なものはやはりしっかり検討していくというようなことを含めて、そういった方向をぜひとも出していただきたいんで、改めてその部分をお答えをいただきたいと 思います。

いったん、ここで切りましょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

さっきそういう回答したつもりなんだけど、早い時期に意見を聞きながら、それをもとに市民は納得する計画があるんなら相談に乗っていきたいと、かように思いますので、御理解をしてもらいたいと思います。

何が出るか、わからん、まだ私自信がないんですよ。どういうことがあるかいうのは、こっちから提案することがなかなか今できないんで、あったらするんですけど、よその例を見ながら、ちゃんとすることがあれば、ちゃんと三江線の代替ということなんで、我々も真摯に受けとめてあげたいということで、御理解してもらいたいと。

ただ、可能性のないものとか、永久的にだめだというのは、またこちらから説明しながら理解をしてもらうということで、協議をしていくんだということで、御理解してもらいたいと思います。意見を聞きながら。よろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 そんな大きなジャーでは出やしませんから、市民はいろいろおもしろいこと考えてますよ。だから、聞くだけでも価値があると思いますんで、ぜひ楽しみにしていただきたいと思います。

それでは、3番の中学校教育について、これは教育長さんのほうですが中学校における教員不足により授業時間が足りないという報道が、広島県内でもありましたが、当市にもそのような事例はありますか。またそのような場合、早目に対処できる仕組みができていますかということで、御答弁をいただきたいと思います。

〇先 川 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「中学校教育について」の熊高議員の御質問にお答えをいたします。

議員御承知のとおり、県内の中学校で授業確保のための非常勤講師を 確保できず、授業時数が不足している実態が報道されたところです。近 年、教員の不足は全国的な問題になってきています。安芸高田市の小中 学校における状況ですが、今月に入りまして、中学校の美術科担当の教 員が病気休暇を取り、授業が実施できない状況が生起をしました。

今回の場合につきましては、当面他の教員が担当の授業を先取りして 実施し、代わりの教員が確保できた段階で、全体の授業時数の確保について、調整したいということで、学校長と協議をしておるところでございます。代わりの教員の確保につきましては、現在広島県教育委員会と連携し、代替者の確保に全力を尽くしているところです。

教員不足を生じさせないための取り組みでございますが、全国的に教 員が不足している状況から見ても、地方自治体の努力では限界があるの も実情でございます。したがいまして、国、県に対し、解決に向けた取り組みを引き続き要望していくとともに、教育委員会としましても、市内在住者を初め、近隣市町の方で、教員免許状を持たれている方の情報を掘り起こすなど、まずは幅広く情報を把握することが重要だと考えているところです。

引き続き、情報収集に努め、市内小中学校における教員の適正確保を 図っていきたいと考えています。御理解を賜りますようお願いを申し上 げます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 教育長おっしゃるように、非常に厳しい環境にある職場だと思うんですね。ただ、市長もともに進めておられる学力向上、こういったことに影響が出ておるようなことも聞いておるんですが、そういう因果関係についての調査はされておりますか。

〇先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの熊高議員の御質問でございますが、因果関係につきまして、 直接的な調査というのは現段階では実施をしておりません。

今回のケースは、2学期からはいわゆる産休に入る予定の教員がちょっと体調が思わしくないということで、当初より早目に6月6日から産休前の病休に入ったという状況でございます。他のケースにおきまして、それが直接学力に影響したかどうかということについては、先ほど申しましたように、具体的には把握をしておりませんが、いずれにしましても、そういうことがあってはいけませんので、引き続き教員の確保につきまして、関係者の協力もいただきながら、できるだけ早急に万全な体制を取りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 過去数年の状況を調べれば、欠員になったときの授業内容、いろんな 科目があると思いますけども、そこの成績が少し平均点が落ちてきたと いうようなことはあるんではないかなという気がしておりますので、そ こらは調査すればわかると思いますんで、しっかりと調査をしていただいて、そういった状況があるんなら、なおさら早めに対処できる仕組みをしつかりつくるということですね。これは市長とも連携されて、しっかりそういった人材確保をしていただくというようなことも必要だと思うんですね。せっかくここまで来た、レベルアップができてきたものが、そういった要因で下がっていくというのは、非常に教育長としてもじく じたる思いがするんじゃないかという気がしますんで、そこをしっかり 取り組んでいただきたい。

さらに、人材育成ということも含めて、以前から教育長には申し上げ

ておりますが、いろんな形でそういったところをしていただきたい。同僚議員からもありましたが、今大事なところじゃないかなと思いますんで、そこのところを要望しておきますので、お考えがあればお聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 貴重な御意見をありがとうございます。

先ほども申しましたように、いずれにしましても、教員の不足、あるいは病気等による休暇に伴う後任が当面の期間配置ができないというようなことによる、学力低下というようなことはあってはならないことでございますので、必要な調査等も今後検討しながら、万全な体制をつくっていきたいというふうに考えております。

なお、今年度は小中学校のテーマを原点回帰ということにしておりまして、先ほど議員御指摘いただきましたように、もう一度、学校は誰のために存在するのかとか、授業の主役は誰なのかといったようなことをそれぞれの職場で、管理職が中心になってしっかり議論を積み重ねてほしいということの指示もしておるところでございます。そういったところで、教育は人なりという言葉がありますが、議員御指摘のとおりだろうというふうに思いますので、引き続き最大限の努力を図ってまいりたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 しっかりと、内部は当然ですが、内向きになり過ぎないように、しっかりと検討いただきたいということを申し添えておきます。

次の4番に入ります。

森林行政と定住対策ということでお伺いします。

これは、以前からずっと申し上げてることの、もう少し具体的に詰めをしたいということで、申し上げておきます。

森林関係を含め、地域資源を活用した仕事づくりの具体等についてお 伺いします。

まず1番は、どの地域で、どのような人が、どのように暮らしていけるかといった想定をされていますかということです。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

〇浜 田 市 長 ちょっと質問の趣旨と違うかもわかりませんけど、間違うとったら訂 正しますのでよろしくお願いします。

ただいまの御質問にお答えいたします。

「地域資源を活用した仕事づくりの具体策」についての御質問でございます。

定住対策を進めていく上で、働く場の確保は不可欠な要素であります。

市全体としては、これまでも企業誘致やサテライトオフィスの誘致、また農業経営の法人化、大規模農業団地の整備など、地域産業の振興策とともに取り組みを展開しているところでございます。

地域的に言えば、例えば54号沿線では、企業誘致や工場の拡充とそれ に伴う住宅の整備、その他の地域においては、農林業と空き家の活用の セットで考えるなど、地域の環境に応じて施策も検討していく必要があ ると考えております。

このような取り組みをより細かく、具体的に進めていくためには、御 指摘のように森林資源の活用も含め、各地域において仕事として成り立 つメニューの洗い出しや、企業の今後の可能性についても論議が必要で あると思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

〇先 川 議 長

以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

質問の仕方が悪かったんかもわかりませんが、1番で言えば、どの地域ということですから、例えば町単位で、いろいろ絞ったら違うと思うんですね、ある意味。で、どのような人が来てくれるんかとか、いうことも含めて、そこでどう暮らしていけるんかという、いろいろ農家民泊とか、外国人の観光客の皆さんが喜ぶこととかいうことがありましたよね。特に地域おこし協力隊は非常に情報発信も含めて頑張っておられるんですね。そういったところを見ると、可能性が非常によく見えてくるんで、その辺のことを把握をされながら、新しい取り組みというのを個別の地域でされないのかなと。さっきの農家民泊も地域おこし協力隊がやりましたよね。1件ほど。

そういうとこから発生していく仕事というのがあるんですね。そういった視点をどのように市長は捉えておられるのかなというのをお聞きしたかったんで、ちょっと質問が悪かったんかもわかりませんが、そういうことです。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

私は、この森林は、最重点課題と捉えとるんですよ。というのは、今後CO2対策とか、国の施策においても大事になってくるんで、金がとれると思ったんです。これここでやれば。ただ、今の状況じゃだめですよと。森林法変わりましたけど、ただし書きを読まんにゃいけんのですけど、やっぱり山へ入る環境づくりしてかにゃいかんと思います。そのことができれば、一応環境、経済的にもつながるんですよ。ただ、それだけじゃなしに、議員御指摘のように、観光とか、森林を活用した民泊とか、こういうこともしっかり考えていきたいと。これから併用して、そんな議論も含めながら、これからも協議していきたいとかように思いますので、御理解していただきたいと思います。

ただ、私は今までは、山に入ることが第一番よというて指示してます。 とにかく山へ入ろうじゃないかと。で入ったら、今度は入ることになれ ば、仕事が出てきますよということなんで、これに加えて御指摘の環境 面についても一緒に考慮して行きゃいいと思ってますんで、御理解をし てもらいたいと思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 時間もありませんから、これまでもいろいろ議論してきた流れの中で、 もう少し具体的な視点が持っていただけないのかなということで、お伺 いしたんですが。

> 例えば林業家が、若い人が仕事をするために経験を積んだ人が、安芸 高田市に空き家を求めて、もう既に来るということも決まったりするよ うな形になっとるんですね。だから、その人たちが林業として食べてい くためには、さっき市長が言われた林業の仕組みというのを当然今から 変わっていくんですけれども、まずそういう仕組みの中で、市と協力を しながら、あるいは森林組合と協力しながら、一つの山をきれいにする ことで、こんなにきれいになるんなら、うちもやってもらうかというよ うな波及効果を呼ぶような、取り組みをしていただきたい。

> 竹林整備も同じことですよね。そういったことで仕事を一つ一つつくっていくということを具体的にしていただきたい。これまでもいろいろ申し上げてきたんで、通じるかなと思ったんですが、ちょっと私の質問の要素が悪かったんで、その辺についてもし見解があればお伺いしたいと思います。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

さっき私は山へ入る仕組みというのはそういう意味で言ったわけであって、仕組みをつくらんと金も使えんし、人の仕事もできんと。そしたら、林業者の方もこっちへ向いてくれんということなんで、まずはこの安芸高田、広い山がようけあるんですけど、このことをちゃんと仕組みづくりせにゃいけんと。幸い法律が変わりましたんで、ここのことをよく理解しながら、今までと変わった視点から、山へ入れるんだということに希望をもって、今指示をしてるところでございます。山へ入れれば、さっきのような展開もまたつながってくると思いますんで、御理解をしてもらいたいと思います。入る仕組みづくりが一番だというて、今関係部長には指示をしております。

よろしくお願いします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 入る仕組みというのは、法律によればそうでしょうけれども、既に、 具体的に入る仕組みをつくろうとする人がおるということを知っていた だきたいと思いますので、部長あたりにまた伝えておきますので、よろ しくお願いしたいと思います。

2番の定住推進の視点で地域ごとにこれまでの成果及び実績数につい

てをお伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えいたします。

「地域ごとの成果及び実績数」についての質問でございます。

昨年度、安芸高田市の人口状況についての分析を行いましたが、振興 会別の人口増減については、かなりのばらつきが見られます。

現在のところ、定住施策と人口増減の関係については、十分な分析ができておりませんが、今後各地域の課題の抽出と合わせて、地域資源の掘り起こしを行い、定住につながる仕事づくりなど、早急に検討してまいりたいと思っております。

また、今年度は庁内関係部署との定期的な会議を開催いたし、移住の相談状況や地域の住宅事情、また農業や商工業の状況など、情報共有を図っており、連携のとれた受け入れ体制の構築を目指しておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 詳細については、なかなかこういった場では難しいような気がします んで、また委員会等で協議をしたいと思います。

> 次に、5番の地域防災についてということで、1番、水防対策の再確認 について、まずはお伺いします。

〇先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

「水防対策の再確認」についての御質問でございます。

安芸高田市において、最も起こる確率の高い災害は、大雨や台風による風水害・土砂災害だと認識をしております。市民への啓発をもっとしっかりとやっていかなければならないと思います。

昨年度、多治比川及び三篠川について、避難勧告等を発令するための 基準水位の見直し作業を、広島県と市によって行い、住民協議などを行いました。土砂災害につきましては、土砂法による警戒区域等調査及び 指定が進められており、調査が完了した地域から、順次、住民の説明を 行ってまいりたいと思います。

昨年度末には、自主防災組織連絡会を開催いたし、防災に関する啓発 を行ったところであります。引き続き、自主防災組織等を通じて、市民 の啓発を行ってまいりたいと思っております。

また、想定最大規模降雨による浸水想定区域と、土砂災害警戒区域等をあわせたハザードマップを作成し、大規模豪雨災害に対応した啓発も行いたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 新聞にも出ておりましたが、先般三次の国交省で1,000年に一度の分の会議をされたということですが、その辺のことが新聞に出ておりましたが、もう少し詳しく知っていただきたいということと、防災、自主防災ということが出ましたが、地域ごとの避難訓練というのをされるおつもりはないか、お聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

この間、三次市で大災害についての会議を行いました。そのとき私は、 まあ国とこう言うたんですよ。あなたらだめだと、何と想定したって、 堤防上げる気はないんです、全然。千一に変える気はないと。というこ とは避難でしょと。避難勧告だったら、もっともっと避難勧告しやすい 仕組みづくりにしてくれと。

私の意見は、我々は避難するといったら、山の中ですから、山の安全性について確かめる仕組みをつくってくれと提案しました。このことはちゃんと受けてくれると思うんだけど、河川の堤防を上げるとかいう議論してもだめだと言ったんですよね。上げる気がないんですよ、一つも。だから、それよりか逃げることです。逃げることならちゃんと。

うちはそれと合わせて安芸高田市バージョンで、水位だけじゃなしに、 安芸高田市内で美土里とか高宮で、がけ地に住んでいる家についても難 易度上げていこうと今言ってます。例えば、今イエローゾーンだったら、 水位基盤的にはレッドになるから、ちゃんと避難をしてくださいという ような仕組みをつくっていきたいと思います。

このことを今大事なことは、ハザードマップをつくって、ここへ逃げるんだという意思表示をせにやいけんと思います。これができましたら、議員御指摘のように、訓練とかどこへ逃げるんだというのを想定しながらやっていかにやいけんと思ってますんで、御理解してもらいたいと思います。

まずマップをつくって、市民の方々にその理解をしてもらって、その セーフティゾーンはここだということをしっかりと行政が提示していき たいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

〇先 川 議 長

答弁漏れがありますようですから、部長さん、どうですか。 総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

市長が最後に訓練の必要性について話をさせていただきましたが、もう一つ具体的に皆さん御承知いただくように、何年も取り組んでいただいとる部分で、甲田町の小原振興会さん、これはかなり先進的に取り組んでいただいております。今年度は特にそうした先進の事例で、模範としていただきたいところのことを、他の自主防災組織にお伝えしていきたいということを今、一つ今年度の大きな目標として掲げております。

その中でどのようなことをされとるか。避難訓練をされておる部分も ありますので、そういったところをお伝えしながら、取り組んでいただ けるところをしつかり啓発してまいりたいというように思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 今、小原の先進事例を聞いておりますんで、それを全市にいつ広げる んかということを改めてお聞きしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長

期限を切って申し上げるとなかなか難しいと思われますが、それぞれの組織ごとに、取り組みの熟度が違っておるところがあります。そういう意味では、そういったところに市としての啓発というのが十分でなかった部分も反省点とし、実は昨年度末に自主防災組織の組織長さんにお集まりいただいて、研修会をし、その場で市長のほうからも講演という形で防災にかかわること、砂防に関することを話をしていただきましたが、随分それに対しては反応が高かったように思いますので、今期限を切ることはできませんけれども、なるべく早いうちにそういった取り組みを啓発していきたいというふうに思います。

○先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 今年度中には一定の方向を出していただきたいと思います。

次に、2番の地震対策及び火災対策の周知は万全にできているかということですが、今朝も地震がありましたんで、いつ何どきということありますので、その辺の取り組みをお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

「地震対策及び火災対策の周知」についての御質問でございます。 地震及び火災につきましても、自主防災組織等を通じて、啓発を行っ ております。

地震発生時には、安全3行動と言われる初期行動が重要でございます。 年に2回、国・県とともに緊急地震速報の訓練を行っておりますが、 安芸高田市では、このときのお太助フォン放送に合わせて、市民の皆様 方にも「しゃがむ・かくれる・まつ」の訓練を呼びかけておるところで ございます。

火災につきましては、消防本部や消防団による啓発活動を行っている ほか、火災の多発時期には、お太助フォン放送で注意喚起を呼びかけて おるところでございます。

地震・火災につきましても、水害・土砂災害同様、自主防災組織等を 通じて啓発を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りま すようお願いをいたします。

〇先川議長 以上で、答弁を終わります。

11番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員 最後になりますが、1番にしても2番にしても、やはり実際に訓練するということが一番だと思いますので、とりわけ水害対策、あるいは地震にしても火災が起きたときに、私も最近知ったんですが、昔の人の言うことはすごいなと思うのは、イチョウの木は燃えにくいとか、逆に庭のほうに植えてありますけども、火事になったら水が出るとか、あるいはキンモクセイは燃えやすいとか、そういったこともいろいろ経験則がありますので、そこらを含めて昔の人に聞くということも含めて、現地へ

出て防災訓練を実施していただきたいということを要望して終わります。 〇先 川 議 長 以上で、熊高昌三君の質問を終わります。

> 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次回は、6月26日午前10時から再開いたします。 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

> > ~~~~~

午後 3時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員